

「この傷は癒えることはない」

朝鮮民主主義人民共和国による強制失踪と拉致



UNITED NATIONS
HUMAN RIGHTS
OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER



UNIVERSAL
DECLARATION OF
HUMAN RIGHTS

DIGNITY, FREEDOM & JUSTICE FOR ALL



写真：キム・チョムスンさん（82歳）。1972年に夫が朝鮮民主主義人民共和国に拉致された。
夫と2人で写った写真が壁に飾られたプサンの自宅にて。

2013年10月28日。© REUTERS/Kim Hong-Ji

© 国際連合、2023年3月

「この傷は癒えることはない」

朝鮮民主主義人民共和国による強制失踪と拉致

目次

- I 序文 / 4
- II 調査方法 / 5
- III 法的枠組み / 7
- IV 背景 / 12
- V 強制失踪が被害者に及ぼす影響 / 23
- VI 強制失踪により被った侵害に対する真実、
説明責任を含む正義
および賠償についての被害者の視点 / 35
- VII 結論 / 49
- VIII 勧告 / 50

協議に参加した市民社会団体のリスト / 55

I. 序文

1. 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）による本報告書は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）における、または同国による強制失踪に該当し得る人権侵害の疑いに焦点を当てる。本報告書は、国連総会決議48/141により付与された国連人権高等弁務官の委任権限、および大韓民国（韓国）のソウルにOHCHRの現地事務所を設立するよう定めた国連人権理事会決議25/25に従って作成された。人権理事会決議25/25に従い、この現地事務所は、特に、説明責任を担保するために朝鮮民主主義人民共和国における人権状況の監視と記録を強化すること、対話と能力構築を促進すること、および持続的なコミュニケーション、権利擁護活動、アウトリーチ活動などを通じて朝鮮民主主義人民共和国の人権状況への関心を維持することを任務としている。
2. 国際的拉致などを通じ、朝鮮民主主義人民共和国における、または同国による強制失踪の疑いについては、国連の人権機関によって多く記録されている。2014年には、朝鮮民主主義人民共和国における人権に関する国連調査委員会（以下、調査委員会）が、同国における国家主導による他国民の拉致や強制失踪は、その程度や規模、そして性質において他に類を見ないものであることを明らかにした¹。さらに調査委員会は、朝鮮民主主義人民共和国が、自国の政治体制やリーダーシップを脅かすとみなした人々、特に政治犯収容所の収容者や脱北者に対して、組織的かつ大規模な攻撃を実行していたと結論付けた。調査委員会はこの組織的な攻撃を踏まえて、組織的な拉致、送還の拒否、および他国民の強制失踪が国策として大規模に行われていることは人道に対する罪に当たると明らかにした。
3. 本報告書は、強制失踪者の親族を含む、強制失踪や拉致の被害者の生の証言を通じて、今も続くその苦しみを考察するとともに、真実の究明、正義を追求するメカニズム、および賠償（reparation）についての被害者の見解を反映する。また、強制失踪によりもたらされる社会的・経済的・文化的余波と、女性や子どもたちが被るさまざまな影響も浮き彫りにする。
4. 本報告書に記載された情報は、人権理事会決議34/24、40/20、および46/17に従い、OHCHRが今後の説明責任追及プロセスの可能な戦略を策定するために不可欠なものである。

¹ 朝鮮民主主義人民共和国における人権に関する国連調査委員会の報告書（A/HRC/25/63）。朝鮮民主主義人民共和国における人権に関する国連調査委員会の報告書（詳細版）（A/HRC/25/CRP.1）も参照。

II. 調査方法

5. 本報告書は、OHCHRが2016年から2022年にかけて、強制失踪者の親族、脱北者、および朝鮮民主主義人民共和国によって拉致され、のちに帰還した他国国民を含む、男性38名、女性42名の強制失踪被害者を対象に行った80件の詳細なインタビューなど、さまざまな情報源に基づいている。OHCHRは、幅広い層の被害者とその体験について情報を収集・報告するよう努めた。しかし、インタビューを取り付けるのは困難であること、強制失踪者の親族を含む被害者の多くはかなりの高齢に達しており、すでに亡くなっている人も少なくなかったとの制約を受けた。そのため、本報告書は、強制失踪の被害者が被ったあらゆる侵害の網羅的な分析を提供するものではないし、そうはなりえない。また、すべての被害者の意見を完全に反映するものではない。
6. さらに、OHCHRは2022年の初めから、被害者団体や市民社会団体（女性主導のいくつかの団体を含む）と一連の協議を行い、本報告書へ反映させるため書面によるアンケートへの回答も要請した²。こうした協議やアンケートは、強制失踪がもたらす継続的な感情的・心理的・経済的・社会的・文化的影響についての見解を求めることを目的としていた。また、関連利害当事者の最も差し迫ったニーズ、説明責任に関する意見、および法的な説明責任を追究するうえで直面する課題について、情報を収集することも目的としていた。OHCHRは、日本、韓国、ルーマニア、タイの19の被害者団体と市民社会団体、ならびに日本と韓国の両国政府にアンケートを送付した。またOHCHRは、被害者家族や市民社会団体から提出された資料、およびその他の公的に入手可能な情報についても検証した。
7. OHCHRは、本報告書のためのすべてのインタビューや協議をOHCHRの標準的な慣行と調査方法に従って行い、「Do No Harm（害を与えない）」の原則と監視や調査に対する「被害者及び生存者中心のアプローチ」にのっとり実施した。OHCHRは、インタビューに際してはジェンダーに配慮し年齢に応じた手法を採り、情報源の秘匿性が守られるよう、また、インタビューの実施前、実施中、実施後においてすべての適切な保護手順が適用されるよう徹底した。OHCHRは、本報告書で使用された引用については、インタビューを受けたすべての人から、公開報告書に情報を使用することについて説明を行った上で同意を得ている。
8. 朝鮮民主主義人民共和国に容易にアクセスできないことが、強制失踪およびその他の人

² 人権理事会決議46/17は、国連人権高等弁務官事務所に対し、説明責任追及の方法について、被害者、影響を受けた地域社会、およびその他の関連利害当事者の見解を反映できるよう、一連のコンサルテーションやアウトリーチ活動を行うよう求めている。

権侵害に関して得られた情報や証言の裏付けを取るうえで大きな足かせとなっている。しかしOHCHRでは、インタビュー回答者の信頼性と信ぴょう性、伝えられた情報の正確性、および他の情報源から得られた情報との整合性を評価した。

9. OHCHRは、事実関係に関する見解を求めるため、発行前に朝鮮民主主義人民共和国政府に本報告書を送付した³。また、中国政府、日本政府、および韓国政府にも、本報告書の関連部分を送付した⁴。

³ 朝鮮民主主義人民共和国政府は、在ジュネーブ国連事務所・国際機関朝鮮民主主義人民共和国政府代表部からOHCHRへの2023年2月6日付の口上書で回答した。

⁴ 中国政府は、在ジュネーブ国連事務所・在スイス国際機関中国政府代表部からOHCHRへの2023年1月3日付の口上書で回答した。日本政府は、在ジュネーブ国連事務所・国際機関日本政府代表部からOHCHRへの2023年1月16日付の口上書で回答した。韓国政府は、在ジュネーブ国連事務所・国際機関韓国政府代表部からOHCHRへの2023年1月16日付の口上書で回答した。

III. 法的枠組み

10. 本報告書に記録された強制失踪は、国際人権法のもとでの朝鮮民主主義人民共和国の義務違反に該当する。朝鮮民主主義人民共和国は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）の締約国である⁵。自由権規約委員会によると、自由権規約は明確に「強制失踪」という言葉を使用していないが、強制失踪は生命への重大な脅威であり、自由権規約で保証されたさまざまな権利を継続的に侵害する、特有で統合的な一連の作為または不作為である。自由をはく奪すること、その自由のはく奪を認めないこと、または失踪者の安否を隠蔽することは、実質的にその者を法律の保護の外に置いてその命を重大で絶え間ないリスクにさらすことであり、国家はこれに対し責任を負う。ゆえに強制失踪は、自由権規約第6条（生命に対する権利）、第7条（拷問、または残虐な、非人道的な、もしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰の禁止）、第9条（身体の自由および安全）、および第16条（法律の前に人として認められる権利）の違反にあたる⁶。国連の強制的・非自発的失踪に関する作業部会（以下作業部会）⁷は、強制失踪とは、政府関係者、または政府を代行したり、政府から直接的もしくは間接的に支援、許可、黙認されたりしている集団もしくは個人によって、人をその意思に反して逮捕、拘禁、もしくは拉致、その他のあらゆる形態の自由のはく奪を行う行為であって、失踪者の消息や所在を隠ぺいし、自由のはく奪を認めないことを伴い、かつ当該失踪者を法律の保護の外に置くものをいうとしている⁸。さらに作業部会は、「強制失踪は家族に『苦痛と悲しみ』をもたらし、その苦しみは拷問の域に達する」とし、親族はこの拷問を絶え間なく受け続けることになると指摘している⁹。この指摘は要点をついている。つまり、強制失踪は「本質的に継続的な行為」¹⁰である。この意味で、強制失踪という犯罪は、「国が拘禁を認めるか、または失踪者の消息や所在についての情報を開示するまで」¹¹継続する。

⁵ 朝鮮民主主義人民共和国は1981年9月14日に自由権規約に加盟した。1997年8月、国連事務総長は朝鮮民主主義人民共和国政府からの自由権規約脱退の通知を受領した。自由権規約には脱退規定がないため、国連事務局は、朝鮮民主主義人民共和国との話し合いののち、この通知により生じる法的立場を示した覚書を送付した。覚書の中で述べられている通り、事務総長の見解は、自由権規約からの脱退は「全締約国がかかる脱退に同意しない限り、不可能と思われる」というものだった。

⁶ 自由権規約委員会の一般的意見No. 36 (CCPR/C/GC/36) 第58項、CCPR/C/113/D/2000/2010第11.3項。

⁷ 強制的・非自発的失踪に関する作業部会は、失踪したと報告されている人の安否や行方についてその家族による確認を支援することなどにより、強制的・非自発的失踪に関する疑問を調査するよう国連人権理事会の委任を受けた5名の独立した専門家からなる委員会である。同作業部会は、2010年に強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約が発効する前に設立されたものであるため、2010年以前に端を発する、または同条約の非締約国で発生した失踪事件の調査を現在も続けている。

⁸ 1992年12月18日の国連総会決議47/133により採択された、強制失踪からのすべての者の保護に関する宣言。

⁹ 強制的・非自発的失踪に関する作業部会報告書、強制失踪に関する真実に対する権利についての一般的意見、第4項、A/HRC/16/48、2011年1月26日。

¹⁰ 強制的・非自発的失踪に関する作業部会報告書、継続的犯罪としての強制失踪についての一般的意見、第1項、A/HRC/16/48、2011年1月26日。

¹¹ 同上。

11. 自由権規約のもとで定められた義務に従い、国家は、個人の強制失踪を防止し、強制失踪の被害を受けた可能性のある人の消息や所在の確認に向けた効果的で迅速な調査を実施するために、適切な措置を講じなければならない¹²。強制失踪の組織的な実行は人道に対する罪を構成する¹³。さらに、この犯罪の重大さを踏まえると、強制失踪の禁止、およびこれに伴い調査を行って加害者を処罰する義務は、国際法の強行規範とみなされる¹⁴。
12. 1949年のジュネーブ諸条約およびその他の原則や慣習規則を含む、適用可能な国際人道法は、朝鮮戦争中の文民の拉致と終戦後に送還されなかった戦争捕虜に対して適用される。朝鮮戦争の開戦時に、朝鮮民主主義人民共和国と韓国はジュネーブ条約の原則を尊重する意思を示したが、終戦時には両国とも同条約を批准しなかった。
13. ジュネーブ条約の第3条約は戦争捕虜に対する行為を、第4条約は文民に対する行為を、それぞれ重大な違反行為に含まれるものとして明記している。第4条約は、文民に対する重大な違反行為として、「被保護者を不法に国外退去もしくは移送または不法に監禁すること（および）人質に取ること」¹⁵を加えている。第3条約は、「戦争捕虜は敵対行為の終了後すぐに解放および送還されなければならない」¹⁶とし、送還の実施方法の詳細を明記している¹⁷。第3条約は、紛争当事国に対し、戦争捕虜の状況を政府や家族が知ることができるよう、戦争捕虜についての情報を共有することを義務付けている¹⁸。国際人道法における失踪者についての説明義務は、慣習国際法の規範である¹⁹。
14. 国際人権法は、人権侵害の被害者には救済（remedy）と是正措置（redress）を受ける権利があることを認めている。自由権規約は締約国に対し、たとえ侵害が公的資格で行

¹² 自由権規約委員会の一般的意見No. 36 (CCPR/C/GC/36) 第58項。

¹³ 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（2010年12月23日発効、ICED）第5条「強制失踪の広範または組織的な実行は、適用可能な国際法に定める人道に対する犯罪を構成し、および当該適用可能な国際法の定めるところにより決せられた結論を引き受けなければならない。」国際刑事裁判所に関するローマ規程の第7条(1)には、「この規定の適用上、『人道に対する犯罪』とは、文民たる住民に対する攻撃であって広範または組織的なものの一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行う次のいずれかの行為をいう」とあり、第7条(2)(i)には、「『人の強制失踪』とは、国もしくは政治的組織またはこれらによる許可、支援もしくは黙認を得た者が、長期間法律の保護の下から排除する意図をもって、人を逮捕し、拘禁し、または拉致する行為であって、その自由をはく奪していることを認めず、またはその安否もしくは行方に関する情報の提供を拒否することをともなうものをいう」とある。韓国は2002年11月に、日本は2007年7月に、それぞれローマ規定に加盟した。

¹⁴ 2006年9月22日の米州人権裁判所「ゴイブル他対パラグアイ」事件判決第84項、ICED第9条、国際軍事裁判（ニュルンベルク）1946年10月1日の判決を参照。1946年にニュルンベルクで行われた国際軍事裁判の判決で、強制失踪の犯罪が認められた。裁判所は判決の中で、「夜と霧」命令に関して、一般の人々や影響を受ける集団に恐怖を与えることを目的として、人を秘密裏に拘禁することは、人道に対する罪と戦争犯罪の両方を構成すると判断した。

¹⁵ ジュネーブ第4条約第147条。

¹⁶ ジュネーブ第3条約第118条。

¹⁷ 同上、第119条。

¹⁸ 同上、死亡に関する第121条、中央捕虜情報局に関する第122条、ICED第24条3「各締約国は、失踪者を捜索し、発見し、および解放し、ならびに失踪者が死亡した場合には、その遺体を発見し、尊重し、および返還するため、すべての適当な措置をとる」、失踪者捜索のための指導原則（CED/C/7）原則2.4「必要な場合、および家族が希望する場合、たとえ他国へまたは他国からの移動になっても、埋葬のために家族により選択された場所へ遺体または遺骨を移動するための費用を国が負担しなければならない」を参照。

¹⁹ 赤十字国際委員会により慣習法として認められた国際人道法の規則、規則117「各紛争当事国は、武力紛争の結果として行方不明であると報告された者について、説明するためのすべての実行可能な措置を講じなければならない、また、その者の安否について入手したあらゆる情報を家族に提供しなければならない」。

動する者によって行われたとしても、権利を侵害された者が効果的な救済措置を受けることを確保することを義務付けている²⁰。さらに国家は、かかる救済措置を求める者の権利が権限のある裁判所またはその他の権限のある機関によって決定されることを確保しなければならない²¹。この他の人権条約も被害者の権利に具体的に言及している²²。

15. 国連人権メカニズムは、強制失踪者の親族は拷問の被害者であり、それゆえに強制失踪者と同じ権利を有すると考えている²³。強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）のもとでは、強制失踪者の家族も明確に被害者とみなされており、「『被害者』とは、失踪者および強制失踪の直接の結果として被害を受けた個人をいう²⁴」と説明されている。
16. 国連総会により採択された「国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反の被害者に対する救済および賠償の権利に関する基本原則とガイドライン」（以下、基本原則）は、国際人権法と国際人道法の重大な違反の被害者の権利についてのコンセンサスを示している²⁵。この基本原則は、国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反のすべての被害者は、司法への平等かつ実効的なアクセス、充分で実効的かつ迅速な賠償、および違法行為と賠償制度に関する情報へのアクセスに対する権利を有すると明示している²⁶。被害者は、「身心の傷害、感情的苦痛、経済的損失または基本的権利の本質的な侵害²⁷」を被っている可能性がある。直接的な被害者に加えて、その家族、扶養家族、ならびに被害者を助けようとした者も被害者となりうる。

知る権利

17. 国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反についての真実を知る権利は、人権を保護し、実効的な調査を行い、実効的な救済および賠償を保障する国家の義務につながる不可侵の権利である。この権利はさまざまな国際法の規定のもとで認められて

²⁰ 自由権規約第2条(3)a。

²¹ 同上、第2条(3)c。

²² 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約またはCAT、1987年6月26日発効）第14条「各締約国は、拷問に当たる行為の被害者が是正措置を受けること及び公正かつ適正な補償を受ける強制執行可能な権利を有すること（できる限り十分なリハビリテーションに必要な手段が与えられることを含む。）を自国の法制において確保する」。世界人権宣言第8条、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（1965年12月21日発効）第6条、および児童の権利条約（1989年11月20日発効）第39条も参照。国際人道法の関連規定には、1907年10月18日の陸戦の法規慣例に関するハーグ条約（第4条約）第3条、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I、1977年6月8日）第91条、ならびに国際刑事裁判所に関するローマ規程第68条および第75条が含まれる。

²³ CCPR/C/113/D/2000/2010第11.7項、CCPR/C/119/D/2259/2013第7.8項。

²⁴ 強制失踪条約第24条(1)。日本は2009年7月23日に強制失踪条約を批准した。韓国は2023年1月4日に強制失踪条約に加盟し、同条約は2023年2月3日に韓国において発効した。

²⁵ 国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反の被害者に対する救済および賠償の権利に関する基本原則とガイドライン（基本原則）、国連総会決議60/147、2005年12月16日。

²⁶ 同上、第11項。

²⁷ 同上、第8項。

いる²⁸。これには、調査の進捗状況や結果、強制失踪者の消息、失踪行為が行われた状況、加害者の身元について知る権利が含まれる²⁹。国家は、強制失踪者の行方や調査手順についての情報を当事者、主に家族や親族に全面的に提供する義務を負う³⁰。自由権規約委員会は自由権規約第6条のもとの国家の義務について、締約国は特に、特定の個人を標的とした理由と法的根拠や、生命のはく奪の実行前、実行中、実行後に国家権力がとった手段など、生命のはく奪につながった事象に関する真実を確立し、命を奪われた個人の遺体を特定するために、適切な措置を講じなければならないと指摘している³¹。強制失踪事件では、国家はかかる作為または不作為の加害者を裁判にかけ、強制失踪の被害者とその親族が調査結果について知らされること、および完全な賠償を受けられるようにすることを確保しなければならない³²。同様に、強制的・非自発的失踪に関する作業部会は、調査をする義務は、強制失踪の継続的な性質、および被害者家族の真実を知る権利と密接につながっているということを明示している³³。

司法へのアクセス

18. 強制失踪をに該当する人権侵害の被害者は、いかなる形態の差別も受けることなく、権限のある裁判所による実効的な司法救済を受ける権利を有する。かかる被害者に対する実効的な救済には、公正な裁判と適正手続きの保障を順守する訴訟手続きに従って加害者を裁きにかける犯罪捜査が含まれる。人権侵害は、権限のある機関によって迅速に、徹底的に、公平に調査が行われなければならない。加害者に対して適切な措置が講じられなければならない。また国家は、関連する調査詳細を被害者の近親者に開示し、近親者が新たな証拠を提示することを許可し、近親者に調査における法的地位を与え、採用した調査手段ならびに調査から得られた結果、結論および提言についての情報を一般に開示しなくてはならない。この際、公共の利益または直接的な影響を受ける個人のプライバシーおよびその他の法的権利を保護するという切迫した必要性がある場合のみ、最低限必要な情報の削除、編集を行える。さらに国家は、証人、被害者およびその親族、ならびに調査を行う者を、脅迫、攻撃、およびあらゆる報復行為から保護するために必要な措置を講じなければならない。生命に対する権利の侵害についての調査は、適切な場合には、国家の主導で開始されなければならない³⁴。さらに国家は、人の強制失踪が適

²⁸ 1949年のジュネーブ諸条約の追加議定書I第33条。追加議定書IIは国際的な武力紛争に適用されるが、赤十字国際委員会はこの権利を追加議定書Iの採択より前に存在していた慣習法と解釈する。この権利には、「武力紛争の結果として行方不明であると報告された者について、説明するためのすべての実行可能な措置を講じる」、また、行方不明者の消息についてわかっている「あらゆる情報を家族に提供する」義務が含まれている。失踪者が死亡した場合については、国際人道法のその他の規則により、遺体の回収、特定、および尊厳ある管理が義務付けられている。強制失踪条約第24条(2)、不処罰と闘うための行動を通じた人権の保護と推進のための原則 (E/CN.4/2005/102/Add.1)、強制的・非自発的失踪に関する作業部会「強制失踪に関する真実を知る権利についての一般的意見」、OHCHR「真実を知る権利についての研究」(E/CN.4/2006/91、2006年2月8日)を参照。

²⁹ E/CN.4/2006/91

³⁰ 強制的・非自発的失踪に関する作業部会、強制失踪に関する真実を知る権利についての一般的意見 (A/HRC/16/48) 第39項。

³¹ 自由権規約委員会の一般的意見No. 36 (CCPR/C/GC/36) 第28項。

³² 同上、第58項。

³³ 強制的・非自発的失踪に関する作業部会報告書、継続的犯罪としての強制失踪についての一般的意見 (A/HRC/16/48) 第39項。

³⁴ 自由権規約委員会の一般的意見No. 36 (CCPR/C/GC/36) 第28項。

切な刑事制裁により処罰されることを確保し、失踪事件が原則として、通常の刑事司法制度の枠内で活動する独立した公平な機関によって徹底的に調査されるよう、迅速かつ効果的な手順を導入しなければならない³⁵。

19. 北朝鮮で司法救済が行われる見込みが低いことを考えると、被害者が居住する可能性のある国など、他の国における司法救済を受ける権利が特に重要となる。司法へのアクセスを確保するために、国家は、利用可能な救済措置についての関連する情報を広め、国際的な基準に従って被害者や証人を保護するための措置を講じることによって法的手続きへの効果的な参加を促し、関連する支援を提供しなければならない。
20. 基本原則は、強制失踪など、国際法上の犯罪を構成する国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反には、時効を適用してはならないと明記している³⁶。強制失踪条約には、強制失踪について出訴期限を適用する締約国は、強制失踪の時効期間について、長期間にわたるものであり、かつ、「この犯罪の極度の重大性」³⁷と均衡のとれたものであること、ならびに、その期間が「強制失踪犯罪の継続的な性質を考慮しつつ、その犯罪行為が終わったときから」³⁸起算することを確保しなければならないと明記されている。基本原則は、人権侵害の被告人が適正手続きの権利を有することを改めて確認している。

賠償

21. 被害者は、権利の侵害に対し、被った損害の重大性を反映した「充分で実効的かつ迅速で適切な賠償」³⁹を受ける権利を有する。賠償には、個人に対する賠償と集団に対する賠償、また、国による賠償と加害者による賠償がある。また、物質的賠償、金銭的賠償、および謝罪や記念碑の建設による被害者の窮状の認識といった象徴的賠償が含まれる。基本原則は、国が賠償を確保するためにとることのできる行動を明示し、賠償の主な形態として、原状回復、補償（compensation）、リハビリテーション、満足および再発防止の保障を挙げている⁴⁰。自由権規約第2条(3)に従い、国家は同規約のもとで認められる権利を侵害された者に対して救済を行わなければならない⁴¹。強制失踪条約、拷問等禁止条約⁴²、および国際刑事裁判所に関するローマ規程も、賠償を被害者の権利として認めている⁴³。

³⁵ 同上、第58項。

³⁶ 基本原則第6条。

³⁷ 強制失踪条約第8条(1)(a)。

³⁸ 同上、第8条(1)(b)。

³⁹ 基本原則第2条(c)。

⁴⁰ 同上、第18条。

⁴¹ 人権委員会の一般的意見No. 31 (CCPR/C/21/Rev.1/Add. 13) 第16項。

⁴² 韓国は1995年1月9日に、日本は1999年6月29日に拷問等禁止条約に加盟した。

⁴³ 強制失踪条約第24条(5)、自由権規約第9条(5)および第14条(6)、拷問等禁止条約第14条(1)、国際刑事裁判所に関するローマ規程第75条(1)。

IV. 背景

22. OHCHRに寄せられた情報から、本報告書で取り上げる強制失踪と拉致には二つの明確なパターンがあることがわかる。一つ目は、今もなお続く北朝鮮国内での自国民の恣意的拘禁という慣習、およびそれに続く強制失踪者の安否や行方の隠蔽によるものとされる強制失踪であり、近隣諸国から強制送還された後に拘束された人々も含む。二つ目は、主に1950年から1980年代半ばにかけて行われた他国民の強制失踪である。これには、朝鮮戦争中および終戦後に行われた韓国人の拉致、戦争捕虜の非送還、ならびに日本やその他の国からの他国民の拉致が含まれる。さらに本報告書では、1959年から1984年にかけて朝鮮民主主義人民共和国政府により行われた北朝鮮帰還事業についても取り上げる。これにより、在日朝鮮人（および一部の日本人配偶者）がより豊かな生活を送ることができるという嘘の約束に騙されて北朝鮮へ渡った。

A. 送還後に行われたものを含む、北朝鮮国内の強制失踪

23. OHCHRは、強制失踪に該当し得る北朝鮮国民の恣意的逮捕や拘禁が今もなお行われているという報告について、引き続き深く憂慮している⁴⁴。被害者には、政治犯としての罪に問われ、クワンリソとして知られる政治犯収容所に送られた人々や、脱北を試みたものの強制送還され、帰国と同時に拘束された人々が含まれる。こうした人々は、不公正な裁判や隔離拘禁、さらには政治犯収容所や通常の刑務所で拷問にさらされると言われている。報告によれば、即座に処刑され、家族にはその人物が死亡したということ以外、一切の情報が伝えられないケースもある。強制失踪者や脱北者の家族もまた、連座制に基づく厳しい報復や強制失踪の被害者となる危険性がある⁴⁵。
24. OHCHRには、政治犯収容所が今も存在していることを示す信頼できる情報が、元収容者から引き続き寄せられている。こうした脱北者の中には、北朝鮮に残してきた家族に対する報復を恐れて匿名を希望する人もいた。また、親族が逮捕されて政治犯収容所に送られたと主張するインタビュー対象者もいた。インタビューに答えたほとんどの人々は、親族の拘禁について何の知らせも受けておらず、拘禁の理由も失踪者の消息や所在も当局は明らかにしようとしないと述べている。あるインタビュー対象者は、妻と息子が別々の政治犯収容所に送られたという知らせが家族のもとに届いたが、どの収容所に送られたのかは知らされていないと話している。別の被害者は次のように語った。

⁴⁴ 「『私は今も苦しんでいる』：朝鮮民主主義人民共和国で収監されている女性に対する人権侵害」 OHCHR（2020年7月）、調査委員会報告書詳細版第698項、KOR/21/0039、KOR/21/0040、KOR/18/0033、KOR/21/0029、KOR/16/0082、KOR/16/0089。「KOR/」で始まる引用は、OHCHRの実施したインタビューに使用されているファイリングシステムであることを示している。

⁴⁵ 調査委員会報告書詳細版第745項、第752項、第53項、第1080項。

「私の夫は2000年の8月に送還されました……。政府からは、夫が秘密裏に処刑されたことを知らせる親族への正式な通知は一切ありませんでした。夫の処刑を私が知ったのは執行から2年と少し経ってからで、私の知る限りでは、処刑はMSS（国家保衛省）によって行われたそうです。」⁴⁶

「二人（妻と息子）は別々の政治犯収容所に送られたと聞きました。息子は当時未成年で、すでに4年の刑期を終えたはずですが、いまだに行方が全くわかりません。つまり、まだ政治犯収容所にいるか、拘留中に死亡したかのどちらかだということです。」⁴⁷

25. 多くのインタビュー対象者は、当局者に賄賂を渡す以外に、拘禁されている家族についての情報を公式なルートで手に入れる手段はないと話している。脱北者のイ・ハンビョルさんは、兄のイ・セイルさんが2009年に中国で逮捕され、同年に北朝鮮に送還されたこと、OHCHRに話した。彼女は次のように語っている。

「国境を超えた後、兄は中国の国境警備隊に逮捕され、翌日には北朝鮮に送還されました。彼は両江道（リャンガンド）の恵山（ヘサン）で国家保衛省に引き渡されました。後になって、彼がスヨンソ、つまりクワンリソ（政治犯収容所）に送られたと聞きました……。私たちは何とか彼の安否を確かめようと思いました。兄の妻が国家保衛省の関係者に賄賂を渡して、兄は2015年まで生きていたと聞きましたが、その後は何も情報がありません。」⁴⁸

26. 強制失踪は通常の刑務所制度の中でも起きている。朝鮮民主主義人民共和国刑事訴訟法の第182条は、被逮捕者の家族は逮捕から48時間以内に逮捕理由と拘禁場所を知らされなければならないと定めている。通常の刑務所制度で自分自身や家族が拘禁されたことのあるインタビュー対象者の何人かは、この法的要件はほとんど順守されていないと述べている。当局が被収容者の安否や行方の開示を拒否したり、拘禁を認めなかったりすることにより、逮捕者を法の保護の外に置くことは、強制失踪の本質的な構成要素である。

B. 他国民の強制失踪と拉致

朝鮮戦争中の拉致

27. 1950年から1953年にかけての朝鮮戦争中、朝鮮民主主義人民共和国軍は韓国在住の文民を拉致して北朝鮮に連れ去った（朝鮮戦争拉致被害者）。これらの拉致被害者のほとんどは男性であり、北朝鮮にとって有益となり得るその技能や専門知識が狙いだった。捕らえられて韓国から強制的に連れ去られた文民の数は正確にはわかっていないが、およそ10万人に上ると推定されている。朝鮮戦争北朝鮮による拉致被害真相究明および拉

⁴⁶ KOR/21/0040

⁴⁷ KOR/16/0082

⁴⁸ KOR/21/0029

致被害者名誉回復委員会によると、およそ9万5,456人の韓国国民が朝鮮戦争中に拉致されたとのことである⁴⁹。

28. OHCHRは朝鮮戦争拉致被害者の近親者と面会した。彼らのほとんどはかなりの高齢に達しているが、父親の失踪を鮮明に記憶していた。89歳のチェ・グァンソクさんは、父親のチェ・ジュンさんに最後に会ったときのことを今もはっきりと覚えている。チェさん親子は、1950年9月13日から17日まで、ソウルの東大門（トンデムン）政治安全保障局で朝鮮民主主義人民共和国部隊により拘禁された。チェ・グァンソクさんは父親が拷問を受けるところを目撃した⁵⁰。チェ・グァンソクさんは5日間の拘禁ののちに釈放されたが、その後の父親の消息を知ることはできなかった。チェさんはOHCHRに次のように語った。

「私は釈放される前に一度だけ父に会いたいと頼み、許可されました。父は衰弱しきっていて、横になれるだけのスペースがなかったので（何かに）もたれかかるようにしていました。これが父との最後の別れになりました。私が『お父さん、僕は家に帰るよ』と言うと、父は不意に体を起こして（または立ち上がって）、『さようなら』と言いました。当時は祖母が存命で、父はこう言いました。『おばあさんとお母さん、それから4人の弟妹たちの面倒を見て、良い人生を送りなさい。』」⁵¹

29. 時間の経過を踏まえると、チェ・ジュンさんや、彼のような朝鮮戦争拉致被害者のほとんどはもはや生存していないと推測される。

未送還の戦争捕虜

30. 朝鮮戦争の停戦時、数万人の戦争捕虜が朝鮮民主主義人民共和国やその同盟国に拘束されていた⁵²。朝鮮民主主義人民共和国が休戦直後に身柄を送還した戦争捕虜は8,343人のみであった⁵³。朝鮮民主主義人民共和国政府は、戦争捕虜送還の問題は休戦協定の締結時に解決済みだと主張している⁵⁴。調査委員会の推定によると、送還の果たされていない韓国軍捕虜の数は少なくとも5万人に上る⁵⁵。およそ500人が今も北朝鮮に拘束されていると推測されている⁵⁶。1994年から2010年にかけて、80人の元戦争捕虜が北朝鮮から脱出して韓国に帰還した。2021年以降、これらの帰還者のうちの6名が他界しており、今も存命なのは14名のみである⁵⁷。

49 朝鮮戦争中の拉致に関する真相究明報告書、2017年、p.110 (https://www.abductions625.go.kr/resources/adc625/img/ebook/625_rpt_eng/index.html)、この委員会は、朝鮮戦争中の北朝鮮による拉致被害真相究明および拉致被害者名誉回復に関する法律（2010年）に従って、朝鮮戦争中の拉致について調査し、拉致被害者の名誉を回復するために、韓国政府により設立された。

50 チェ・グァンソクさんは、1950年9月13日の夜に北朝鮮部隊が父親を監房から連れ出したと話している。

51 KOR/21/0035

52 調査委員会報告書詳細版第861項。

53 韓国統一部「2022年統一白書」p.132。

54 調査委員会報告書詳細版第882項、韓国統一部「2016年統一白書」p.127。

55 調査委員会報告書詳細版第862項。

56 同上、第863項、脚注1313。これは2010年現在の推計値であり、2023年1月16日に韓国政府により提供された情報による。

57 韓国統一研究院「2022年北朝鮮の人権に関する白書（韓国語）」pp.539-40。

31. OHCHRが入手した情報によると、戦争捕虜は北朝鮮北部の炭鉱で働かされた。捕虜は差別や監視の対象となった。彼らの子どもたちも高等教育機関への入学において差別を受け、息子たちは軍に従事することが許されなかった。インタビュー対象者の話によると、戦争捕虜の娘たちは他家に嫁ぐことで炭鉱を離れることができたが、息子たちに出ていく選択肢はなかった。戦争捕虜の娘であるソン・ミョンファさんは、自分の父親のことをいつも1人で酒を飲んで泣いている鬱状態な人として記憶している。子どもの頃は父がなぜいつも泣いているのかわからなかったが、父は亡くなる前に、自分が韓国から無理やり連れてこられたのだと彼女に打ち明けた。他の戦争捕虜の家族からも同様の話が聞かれた。彼らはOHCHRに次のように語った。

「戦争捕虜の子どもである私たちは、『ろくでなしの傀儡軍』とか、『傀儡軍43号』などと呼ばれました。私たちは、『傀儡軍』兵士の家族であるというだけで、精神的なダメージを受けました。私たちは、感情的・心理的なショックと、特定の境界の中に閉じ込められる痛みを抱えて成長し、どうしたらそこから抜け出すことができるのかと常に苦悩していました。」⁵⁸

「私の父は北朝鮮の炭鉱で働いていました。そして、『連座制』という社会政策により、私も炭鉱で働かなければなりませんでした。子どもの頃からそれ以外の人生は知りませんでしたし、外の世界がどんなものかなんて想像もできませんでした。」⁵⁹

朝鮮戦争後の拉致

32. 韓国統一部によると、1953年の休戦の直後に、計3,835人が朝鮮民主主義人民共和国によって拉致され（戦後拉致被害者）、そのうちの3,310人が最終的に帰還した⁶⁰。韓国政府は516人を戦後拉致被害者として正式に認定している。2000年以降、9名の戦後拉致被害者が北朝鮮から脱出して韓国に帰還した。戦後拉致被害者のほとんどは、海で漁をしているときに朝鮮民主主義人民共和国に拘束された漁師である。1969年、北朝鮮の1人の工員が、韓国発北朝鮮行きの大韓航空機をハイジャックした。46名の乗客のうち、39名が解放されたが、朝鮮民主主義人民共和国は4名の乗務員と7名の乗客は北朝鮮に残ることに決めたと主張した⁶¹。他にも、1977年から1978年にかけて、全羅南道（チョルラナムド）の紅道（ホンド）と全羅北道（チョルラプクト）の群山（クンサン）の海沿いの町で5名の高校生が拉致された。さらに、30名の兵士と警察官が拉致され⁶²、12名の韓国国民が他国で拉致された⁶³。これらの拉致が行われたのは主に1950年代半ばから1970年代にかけてであるが、2016年まで被害は続いた⁶⁴。

⁵⁸ 2022年9月6日に行われた戦争捕虜の家族とのコンサルテーション記録。「43号」は戦争捕虜の家族を指す呼称。調査委員会報告書詳細版第289項を参照。

⁵⁹ 2022年9月6日に行われた戦争捕虜の家族とのコンサルテーション記録。

⁶⁰ 韓国統一部 (<https://reunion.unikorea.go.kr/>)、韓国統一研究院「2021年北朝鮮の人権に関する白書」pp.618-19。

⁶¹ 韓国統一研究院「2021年北朝鮮の人権に関する白書」p.625、脚注1228。

⁶² 韓国統一部「2022年統一白書」p.133。

⁶³ オーストリア、中国、ドイツ、ノルウェーにて。

⁶⁴ 調査委員会報告書詳細版第884項-第906項。6名の韓国国民が最近北朝鮮で拘禁されたか、または強制失踪の被害者となった可能性がある。国連総会に提出された朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する国連事務総長の報告書 (A/70/393) 第6項も参照。

33. 戦後拉致被害者のうち、韓国に帰還できた人はほんのわずかであった。2000年から2013年にかけて、9名の漁師が北朝鮮から脱出して韓国に帰還した。OHCHRはそのうちの5名にインタビューを行い、拉致されたときの状況や北朝鮮での生活について訊いた。被害者は、心に大きな傷を残す拉致被害の後に経験した感情的な苦しみ、怒り、孤独感、無力感について語った。北朝鮮に拘束されている間、彼らは家に帰ることも、韓国にいる家族と連絡を取ることも許されなかった。1968年に北朝鮮に拉致され、40年後に韓国に帰還した漁師のユン・ヌンサンさんは次のように語った。

「北朝鮮に拉致されてすぐ、私たちは皆、韓国に帰してくれるよう頼みました。ハンガーストライキもしましたが、無駄でした。家族と引き離された生活がどんなものだったか、とても言葉に表すことはできません。私は食事もとらず、帰してくれと頼みました。しかし、聞き入れられることはありませんでした……何度か自殺も考えました。」⁶⁵

34. 帰還者の話によると、彼らは北朝鮮で国の公式理念であるチュチュエ（主体）思想を教え込まれ、中にはスパイになるための訓練を受けた人もいた。その後、拉致被害者は国内のさまざまな地域に移され、常に監視下に置かれた。彼らは、非人道的な環境のもとでの暮らしや、移動の自由を奪われていたことについて話した。彼らの子どもたちも、教育や雇用機会などにおいて差別を受けた。一方で、韓国にいる家族もまた韓国政府による監視を受けていた。

「北朝鮮が私たちを連れ去ったのは、北朝鮮で働かせるためではなく、スパイとして訓練して韓国に潜入させるためでした。それはすべて、金日成の命令によって計画されたことでした。私は連絡事務所にも所属していました。私は大同江（テドンガン）213訓練所で訓練を受けました。」⁶⁶

「私は初日から、国家保衛省、人民保安省⁶⁷、そして北朝鮮政権の熱烈な支持者だった人民班長に尾行されました。家族は四六時中監視されていたと思います。たえず監視され管理されて暮らすことは、飢えに苦しみながら暮らすよりも耐え難いものでした。これが北朝鮮の人権状況です。北朝鮮について私が理解できないのは、とりたてて特別な人間というわけではない私を、なぜ当局がさらって苦しみを与えたのかということです。」⁶⁸

35. 家族との喜びに満ちた再会について話す帰還者もいたが、ほとんどの人は数十年に及ぶ別離の苦しみに今も耐え続けている。漁師のユン・ヌンサンさんは言う。

「私が韓国に帰還した頃、故郷で存命だったのは母親だけでした……私が戻ったとき、母はすでに100歳になっていました。2人の兄はすでに亡くなっていました……母は体調

⁶⁵ KOR/21/0033

⁶⁶ 同上。

⁶⁷ 人民保安省（Ministry of People's Security）。

⁶⁸ KOR/21/0033

が良くありませんでした。長い間、息子に会えない苦しみに苛まれてきたのです。耳も悪く、うまく話せなくなっていました。最初のうち、母は私のことがわかりませんでした。10日ほど経ってからようやく、家で一緒に過ごすことができ、だんだんと私のことを思い出してきたようでした。」⁶⁹

36. 2006年、南北赤十字会談で、韓国と朝鮮民主主義人民共和国の両国が、拉致被害者と戦争捕虜について「戦争時期以降の行方不明者」という間接的な表現を用いて言及すること、および離散家族の問題とともにこれらの人々の安否の検証に取り組むことに合意した⁷⁰。2018年までに、韓国政府は、離散家族再会行事への参加申請をした家族を代表して、400人の拉致被害者と戦争捕虜の安否の検証を要請した⁷¹。これに対して朝鮮民主主義人民共和国が安否を確認したのは133人のみで、残りは検証することができなかった⁷²。2000年以降、拉致被害者と戦争捕虜の家族60組が離散家族再会行事に参加し、離れ離れになっていた家族と再会した⁷³。そのなかには、北朝鮮に残されていた本人は死亡したが、その子孫が韓国から来た親族と初めて面会したというケースもあった⁷⁴。韓国政府は、これらの問題の解決とそのため国際連帯の強化への決意を強調している⁷⁵。

日本国民の拉致

37. 主に1970年代から1980年代にかけて、多くの日本国民が朝鮮民主主義人民共和国によって拉致された。2002年、当時の小泉純一郎首相が平壤を訪問した際、最高指導者の金正日が13名の日本国民の拉致を認めた。両国により締結された宣言の中で、朝鮮民主主義人民共和国は適切な措置を講じて再発防止を保障することを確認するとともに、5名の拉致被害者の日本への帰国を許可した⁷⁶。朝鮮民主主義人民共和国は被害者のうちの8名は死亡したと主張したが、日本政府は、提供された情報がそうした主張を裏付ける十分な証拠になるとはみなさなかった⁷⁷。日本政府は17名の日本国民を朝鮮民主主義人民共和国による拉致被害者として正式に認定しているが、朝鮮民主主義人民共和国はそのうちの4名について、同国入国を否定している。17名のうち、帰国できた5名を除く12名は今も行方不明である。さらに、2023年1月1日現在、871名の失踪者について、朝鮮民

⁶⁹ 同上。

⁷⁰ 韓国政府は2000年から、南北会談や赤十字会談の場で、戦争捕虜と拉致被害者の問題を提起してきた。朝鮮民主主義人民共和国政府は、2009年に初めて、戦争捕虜1名と拉致被害者2名の安否を確認した。韓国統一部「2010年統一白書」p.118-19、韓国統一部「政府の取り組み」（<https://reunion.unikorea.go.kr/abduct/html/effortRelations.html>）を参照。

⁷¹ 2022年10月20日に韓国統一部により提供された情報。

⁷² 韓国統一部「2019年統一白書」p.224。

⁷³ 同上。

⁷⁴ 2022年10月20日に韓国統一部により提供された情報。

⁷⁵ 2022年11月13日、日本の岸田文雄首相、韓国の尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領、米国のジョセフ・R・バイデン・ジュニア大統領は、プノンペン声明を発表した。同声明で、拉致問題の即時解決に対する3首脳のコミットメントが再確認された。<https://www.mofa.go.jp/files/100421322.pdf>

⁷⁶ 日朝平壤宣言（2002年9月17日）https://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/n_korea/pmv0209/pyongyang.html

⁷⁷ 日本政府拉致問題対策本部「北朝鮮による日本人拉致問題 ― 一日も早い帰国実現に向けて！」<http://www.rachi.go.jp/en/p-en2022.pdf>



北朝鮮による拉致に対する抗議活動。2009年6月、日本にて。

© EPA Yonhap News

主義人民共和国による拉致の可能性を排除できない事案として日本政府が調査を行っている⁷⁸。

38. 日本国民の拉致は、朝鮮民主主義人民共和国が正式に責任を認めて謝罪した唯一の強制失踪事件である。しかし、朝鮮民主主義人民共和国は2002年の5名の帰国以降、拉致被害者を帰していない。また、残りの被害者の安否や行方についての説得力のある情報も提供していない。日本政府は、拉致問題解決への支援を得るために、他の国々との多国間・二国間首脳会談で拉致問題を提起し続けている⁷⁹。その一方で、拉致被害者の家族も、拉致問題についての認識を高めるために長きにわたって活動を続けている。
39. 田口八重子さんは、1978年に朝鮮民主主義人民共和国に拉致された。朝鮮民主主義人民共和国は、田口さんが30歳で亡くなったと主張したが、彼女の死亡を裏付ける信頼できる証拠を提示しなかった⁸⁰。田口さんの兄で、2021年に亡くなった飯塚繁雄さんは、調査委員会に次のように話した。

「妹が元気であるかどうか、どこにいるのか、これが第一段階非常に欲しい情報なんです……できれば本人の写真が手に入れればありがたいと思います。」⁸¹

40. 石岡亨さんは、1980年にヨーロッパから北朝鮮へと連れ去られた。1983年には有本恵子さんもヨーロッパから連れ去られたが、石岡さんの妻にするためだったと報告されている。2002年に朝鮮民主主義人民共和国は、有本さんと石岡さん、その子どもたちがす

⁷⁸ 同上、p.3。さらに、日本の民間団体である特定失踪者問題調査会は、470件の失踪事件に関する情報を収集している。特定失踪者問題調査会 (<http://www.chosa-kai.jp>)

⁷⁹ 例えば、2022年5月23日には北朝鮮による拉致被害者の家族が米国のジョセフ・R・バイデン・ジュニア大統領との会合に出席 (<https://www.rachi.go.jp/en/archives/2022/0523meeting.html>)、2019年5月27日には北朝鮮による拉致被害者の家族が米国のドナルド・トランプ大統領との会合に出席 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page4_005001.html)。2022年10月21日に日本政府により提供された情報。

⁸⁰ 調査委員会報告書詳細版第936項。

⁸¹ 調査委員会、2013年8月29日に東京で開催された公聴会の午前の部。

で死亡していると主張したが、詳細は提供しなかった⁸²。有本さんの母で、2020年に亡くなった有本嘉代子さんは、調査委員会に次のように語った。

「拉致された人を全員取り返さなくてはこの問題は解決しませんので、特定失踪者を含めた人全員を日本人である限りは日本の国に帰すべきです。」⁸³

41. OHCHRは、拉致への関与を認めた朝鮮民主主義人民共和国の元当局関係者にインタビューを行った。彼は、1960年代の初めから1980年代にかけて日本や韓国の漁師の拉致が朝鮮民主主義人民共和国によって行われていたことを確認した。朝鮮民主主義人民共和国からいくつかの作業員グループが拉致実行の任務を受けて定期的に送り込まれていたという。彼はOHCHRに次のように語った。

「私はある作戦に関与しました……場所は青森の近くでした。他の仲間たちは新潟へ行きました。彼らは日本の東側へは行かず、西側にとどまっていた。日本の漁師たちは、青森や新潟など、北海道に近い地域から拉致されました……漁師たちは北朝鮮で何年かイデオロギー教育やスパイの技術を身につけるための訓練を受けました。」⁸⁴

その他の国の国民の拉致

42. 中国、フランス、レバノン、マレーシア、ルーマニア、シンガポール、タイの女性も朝鮮民主主義人民共和国により拉致されたと伝えられている。その例が、マカオで拉致されたタイ人のアノーチャ・パンジョイさんと、イタリアから北朝鮮へ連れ去られたと報じられているルーマニア人のドイナ・ブンベアさんである。報告によると、パンジョイさんとブンベアさんはどちらも、米国陸軍の投降兵に妻として「与えられた」という⁸⁵。北朝鮮で日本人拉致被害者の曾我ひとみさんと結婚し、のちに日本へ帰還した米国陸軍の投降兵、チャールズ・ジェンキンスさんによると、1978年に4名のレバノン人女性が北朝鮮に連れ去られた⁸⁶。そのうちの2名は脱出したが、残りの2名はやはり妻として「与えられた」⁸⁷。このような、女性であるという理由で行われる女性の拉致は、ジェンダーに基づく暴力に当たる。
43. 調査委員会は、1990年代から2014年の調査委員会報告書作成時まで、朝鮮民主主義人民共和国の国家安全保衛部（のちの国家保衛省）が中国で拉致を行っていたと信じるに足る根拠があるとした⁸⁸。拉致被害者には中国と韓国の国民が含まれていた。拉致被害者の多くは、北朝鮮に関する機密情報を持っているとみられる人や、北朝鮮国民の脱北

82 調査委員会報告書詳細版第953項-第956項。

83 調査委員会、2013年8月29日に東京で開催された公聴会の午前の部。

84 KOR/00/0026

85 調査委員会報告書詳細版第966項および第973項。

86 同上、第963項-第975項。

87 同上、第1006項。

88 同上、第976項-第982項。

および、または韓国への逃亡を手伝ったとされた人だった⁸⁹。

「地上の楽園」北朝鮮帰還事業に関連した朝鮮人と日本国民の強制失踪

44. 1959年から1984年にかけて、北朝鮮帰還事業により、およそ9万3,340人が北朝鮮に渡った⁹⁰。そのほとんどが在日朝鮮人で、日本人の配偶者を持つ人もいた。1948年に朝鮮民主主義人民共和国となった地域の出身者もいれば、韓国となった地域の出身者もいた⁹¹。朝鮮民主主義人民共和国政府によって設立された在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連）⁹²は、豊かな生活環境と様々な資源や機会へアクセスできるという約束のもと、移住するよう朝鮮人を説得した。日本赤十字社、北朝鮮赤十字会、および朝鮮民主主義人民共和国鮮政府のいずれもが、この集団移住計画において役割を果たした⁹³。
45. OHCHRのインタビューに答えた被害者たちは、嘘偽の約束によって北朝鮮へ移住するよう仕向けられたと述べている。彼らは現地に到着して初めて騙されていたことに気づき、北朝鮮で自分たちを待ち受けている厳しい現実を目の当たりにしてショックを受けた。被害者たちは日本に戻ることを許されず、常に監視下に置かれ、通信は検閲された。調査委員会は、これらの人々も強制失踪の被害者となった可能性がある⁹⁴と結論付けた。
46. 北朝鮮帰還事業の被害者としてOHCHRのインタビューに答えた石川学さんと李泰旻（イ・テギョン）さんは、それぞれ14歳、8歳のときに、北朝鮮へ渡った。二人はOHCHRに次のように語った。

石川さん：「朝鮮総連は帰還について話をする際、私たちが『祖国』に帰るのだと言いました。しかし、その言葉は間違っていると思います。なぜなら私たちは皆騙されていたからです。私たちは無理やり北朝鮮へ連れて行かれたのと同じです。行ったきりで、決して戻ることはできませんでした。3年ごとに戻ってこれると言われましたが、そうではありませんでした。今も家族から引き離されたままの人々がいます。」⁹⁵

李さん：「北朝鮮に着いてから、私たちは日本へ帰りたいという願望を表に出すことはできませんでした……姉は日本にいる友人に宛てて、『ここでの生活はつらい、来てはいけない』という手紙を書きましたが、検閲され、その結果、父が呼び出されて教育

⁸⁹ 同上。

⁹⁰ 同上、第917項。この数字は、朝鮮人、および朝鮮人の配偶者やその子どもの日本国民6,836人を含む。2023年3月7日に日本政府により提供された情報。

⁹¹ 同上。研究者は、北朝鮮へ移住した在日本朝鮮人の大多数が38度線以南の出身者だったと推測している。

⁹² 韓国統一教育院によると、「1955年5月に結成された在日本朝鮮人総連合会は、在日朝鮮人で構成される組織である。同連合会は北朝鮮と緊密な関係を維持している。」（<https://www.uniedu.go.kr/uniedu/home/brd/bbsatcl/nknow/view.do?id=46-315>）

⁹³ 調査委員会報告書詳細版第917項-第918項。

⁹⁴ 同上、第1011項-第1021項。

⁹⁵ KOR/21/0010

(キョヤン) を受けることとなりました。こうした出来事で、私たちは、北朝鮮ではこのような行動をするべきではないということを学んだのです。」⁹⁶

47. OHCHRのインタビューを受けた被害者は、彼らのほとんどが成分（ソンブン）制度のもとで「敵対」階層または「動揺」階層に指定されたため、厳しい生活環境に苦しみ、差別を受けたと述べている⁹⁷。一部の人々は、北朝鮮政府を批判したとして恣意的に拘禁され、政治犯収容所（スヨンソ）に送られた⁹⁸。
48. OHCHRのインタビューに答えた朝鮮民主主義人民共和国帰還事業の被害者は、自分たちが韓国と日本の政府に見捨てられており、騙されて連れてこられたうえ日本に帰国できずにいるにもかかわらず、「自発的に」北朝鮮に帰還したという理由で、拉致被害者と同等の関心を持たれていないと主張している。ある被害者は次のように語った。

「私たちはプロパガンダに騙されました。『地上の楽園』、『無償教育』、『無償医療』といったキャッチフレーズに騙されたのです……世界人権宣言には、『すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、自国に帰る権利を有する』と明記されています。」⁹⁹

⁹⁶ KOR/22/0001

⁹⁷ 調査委員会報告書詳細版第117項。「(成分制度) は、朝鮮民主主義人民共和国が自国の市民を、政権に対する政治的忠誠度に基づいて階層分けする制度である。忠誠度は家柄や家族の特定の行動によって評価され、市民は「核心」、「動揺」、「敵対」という3つの大きな階層に分けられる。」

⁹⁸ KOR/16/0042

⁹⁹ KOR/22/0001

「2人の兄（弟）がいなくなってから、
こんな歌詞の歌が母の愛唱歌になりました。
『これは格子のない牢獄なのか、
私たちには会うすべはない』
母が歌うのはこの歌だけでした。」

—戦後拉致被害者のホ・ヨンホさんとホ・ジョンスさんの妹のホ・クムジャさん。

V. 強制失踪が被害者に及ぼす影響

49. この章では、強制失踪者の親族を含む強制失踪の被害者が経験した経済的・社会的・心理的苦難について考察し、強制失踪が男性や女性および男子や女子のそれぞれに及ぼす影響を取り上げる。

A. 精神的危害と感情的苦痛

50. 強制失踪者とその家族は、心身に深刻な危害を被る可能性がある。長期にわたる苦しみは彼らの心身の健康に影響を及ぼし、心のケアや医療が必要となる場合がある。ある被害者は、父親の強制失踪によって被った影響について次のように話している。

「父が拉致されてから、私の人生は一変しました。家庭は滅茶苦茶になり、正気を取り戻すのに苦労しました。私の人生は完全にひっくり返ってしまいました。」¹⁰⁰

51. OHCHRのインタビューに答えた強制失踪者の親族の多くは、大切な人がいなくなった後に感じたショック、恐怖、怒り、無力感について語っている。深刻な心的外傷と苦痛は、不安感、食欲不振、自殺願望、不眠など、さまざまな身体的・精神的不調を引き起こす。被害者家族の中には、こうした症状が何年も続いており、一生治ることはないだろうと話す人もいる。強制失踪者の親を含む、被害者家族の多くは、大切な人の消息や所在を知ることのないまま亡くなった。強制失踪者の家族はOHCHRに次のように話している。

「兄が拉致されたとき、母はショックを受けて泣き続け、父は正気を失いました。父は毎日泣いて（お酒を）飲んでばかりいました。わが子に起こったことのせいで正気を失ったのです……何も食わず、ただ（お酒を）飲んでいました……死ぬ前に一目息子に会いたいと願っていましたが、その願いがかなうことはありませんでした。」¹⁰¹

「兄弟たちのことを話すのはつらいのです。自分の皮膚をはがすような気持ちです。忘れられるだろうと思うかもしれませんが、事件のことを耳にするたびに、涙がこみ上げ、胸が締め付けられます。2人の兄弟が一度にいなくなり、両親は打ちのめされました。私たちは子どもの頃から両親の苦しむ姿を見て育ったので、両親のことを思うと胸が張り裂けそうになります。子どもを失ってどんなにつらかったことでしょう。『親は子どもを自分の心に埋葬する』と言われる。私の両親は2人の子どもを失い、

¹⁰⁰ KOR/22/0002

¹⁰¹ KOR/21/0050

心痛があまりにも大きかったため、健康状態がひどく悪化してしまいました。」¹⁰²

52. 強制失踪作業部会は、強制失踪の被害者とその家族に是正措置と十分な補償を提供する国家の義務とは、金銭的なもののみに限られず、「特に、あらゆる形態の身体的・精神的ダメージに対する医療と心のケアおよびリハビリテーションを含む。国家はこれらのニーズに配慮する義務を負う」と説明している¹⁰³。被害者はOHCHRに以下のように語っている。

「いなくなっただけでなく、夫がいつも夢に出てきます……彼の夢を見るようになってから体調が良くありません……彼が夢に現れるようになってからずっと、胸が重苦しくて、頭のあちこちが痛みます……。医者からは特に悪いところはないと言われていて、どうしていつも具合が悪いのかわかりません……。 (韓国政府から) 医療費の支援を受けたことは一度もありません。」¹⁰⁴

「長い時間が経ちましたが、いまだに、 (韓国) 政府に十分な支援をしてもらいたいと願っています。政府には、少なくとも医療費を補助して、生活を維持できるよう金銭的支援をしてほしいと思います。」¹⁰⁵

53. 親の強制失踪は、児童の権利条約に明記されている児童の権利を侵害する¹⁰⁶。朝鮮民主主義人民共和国は1990年に児童の権利条約に調印、批准した。OHCHRは、親が強制失踪の被害に遭ったときに子どもだった被害者と面会した。これらの被害者の多くはOHCHRに対し、拉致された親 (両親) を恋しく思い、激しい苦しみを経験したと語っている。

「父が拉致されてから、私は体の具合が悪くなり、1日に1食もまともに食べられなくなりました。食べ物の匂いに吐き気を催し、食べることをすっかり諦めてしまいました。匂いのせいで、梨もパンも食べられませんでした。父が拉致されてから6年生になるまで、1日1食食べるのもやっとでした。」¹⁰⁷

「父が突然いなくなったので、私は大変な思いをし、道を踏み外しかけもしました……一生懸命勉強し、非常に苦戦しました。どんなに大変だったかを言葉で言い表すことは不可能です。援助は一切ありませんでした。何とかやってこられたのは神様の恵みのおかげとしか言いようがありません。神様が私の父になったのです。」¹⁰⁸

54. 北朝鮮から脱出した人は、韓国での自らの生活を、失踪した家族の生活と比べて、「生

¹⁰² KOR/22/0026

¹⁰³ A/HRC/22/45、第53項。強制失踪からのすべての者の保護に関する宣言第19条にも、失踪者とその家族はどちらもできる限り十分なりハビリテーションを受けられるものとする明記されている。

¹⁰⁴ KOR/21/0045

¹⁰⁵ 2022年8月18日に行われた戦後拉致被害者の家族とのコンサルテーション記録。

¹⁰⁶ 1990年9月2日に発効した児童の権利条約。例えば、不法に干渉されることなく家族関係を保持する権利についての第8条、子どもの意思に反して父母から分離されない権利についての第9条、および家族の再統合を目的とする申請を迅速に取り扱う締約国の義務についての第10条を参照。

¹⁰⁷ KOR/22/0002

¹⁰⁸ KOR/21/0055

存者の罪悪感（サバイバーズ・ギルト）」を感じると話している。家族が中国から強制送還されておそらく政治犯収容所に送られた後に連絡が取れなくなったというインタビューに答えた二名は、OHCHRに次のように語った。

「行方不明になった息子……いつも彼のことを考えずにはいられません。言うまでもなく、毎日、息子のことを考えます。レストランの経営に精を出して忙しくしていれば、彼のことをあまり考えなくなるかと思いましたが、しかし、そうはなりませんでした。食べ残しが捨てられるのを見ると、息子のことを考えます。どんなにお腹をすかせているだろう。どんなに苦しい目にあっているだろう。動物以下の生活を送りながら、どんなにひどい扱いを受けているだろうかと。母親として、日々の暮らしのあらゆる瞬間に（息子の感じている）痛みを感じます。」¹⁰⁹

「精神的にとってもつらく、眠ることもできませんでした。兄のことを考えると、泣き叫んでしまいます。韓国での自分の暮らし向きが良くなればなるほど、兄のことを考えるときの痛みがより大きくなります。」¹¹⁰

55. 国際法は、強制失踪者の家族に心理社会的支援を提供する必要があるとし、また権限のある機関が失踪者の捜索を支援するよう義務づけている¹¹¹。多くの被害者家族はOHCHRに対し、そのような支援制度は存在しないか、あるいは利用方法を知らないと述べており、長年にわたって置き去りにされ、無視されていると感じている。

「夫から何の音沙汰もなく、私はまるで壁の中に大きな岩があって身動きがとれないような思いでした。6か月以上、そんなふうに、寝室に大きな岩が陣取っているような気持ちでした。8か月ほど経って、ようやく何とか起き上がることができるようになりました。」¹¹²

「息子には父親の記憶がありません。夫が北朝鮮に拉致されたとき、息子はまだ幼く、生後数か月だったので、父親を覚えていません。幼い頃、息子は私にこう尋ねました。『他の家にはお父さんがいるのに、どうしてうちのお父さんは帰ってこないの？』と。私は息子に、お父さんはお金を稼ぎに行っていて、お金持ちになって帰ってくるのだと話しました。また、息子は

¹⁰⁹ KOR/18/0033

¹¹⁰ KOR/21/0029

¹¹¹ 犯罪及び権力の濫用の被害者のための司法の基本原則の宣言の原則6(d)「被害者の不都合を最小化し、必要な場合にそのプライバシーを保護し、ならびに脅迫や報復から被害者の安全およびその家族と証人の安全を被害者に変わって確保するための措置を講じる」および原則14「被害者は、政府による、任意の、コミュニティ基盤の、現地固有の手段を通じた、必要とされる物質的、医療的、精神的、および社会的な支援を受けなければならない」、失踪者捜索のための指導原則の原則6.1「権限のある機関は、ある者が失踪の対象とされたことを何らかの手段により認知またはそのような示唆を得次第、ただちにかつ迅速に捜索を開始しなければならない……」、強制失踪からのすべての者の保護に関する宣言の第13条1「各締約国は、ある者が強制失踪の対象とされたと訴える、知識または正当な利害を有する個人が、権限のある独立した国家当局に申立てを行い、その申立てについて当該の当局によって迅速に、充分に、かつ公平に調査を行ってもらい権利を有することを確保する。強制失踪が行われたと信ずるに足る合理的な理由がある場合には、正式な申立てがなされていないときであっても、締約国はかかる調査を行うために当該の当局にその事案を迅速に委託する。調査を縮小させるまたは妨げる措置をとってはならない」および第19条「強制失踪犯罪の被害者とその家族は、是正措置を提供され、できる限り徹底したリハビリテーションの手段を含む充分な補償を受ける権利を有する。強制失踪犯罪の結果として被害者が死亡した場合には、係累も補償を受ける権利を有する」、強制失踪条約第24条(2)「被害者は、強制失踪の状況に関する真実、調査の進展及び結果並びに失踪者の消息を知る権利を有する。締約国は、この点に関して適当な措置をとる」。

¹¹² KOR/22/0024

こんなことを言うこともありました。『他の家には、お金を稼いでおいしい食べ物を持って帰ってくるお父さんがいるのに、うちのお父さんはどうして帰ってこないの?』。そんな言葉を聞くと涙が溢れました。息子が大きくなって、父が拉致されたことを知ってからは、父親の帰りをせがむこともなくなりました。』¹¹³

「10年間さんざん泣き続けましたが、もう涙は枯れ果てました。」¹¹⁴

「息子に対する母の切なる思いは筆舌に尽くしがたく、母はそれをなりふり構わず表現しました。」¹¹⁵

「父が何の理由もなく拉致されて北朝鮮で強制的に拘禁され、その安否を確認できなくなってから、幸せだった私の家族は崩壊しました。トラウマの余波が、私たちの将来の希望をすべて飲み込んでしまいました。息子を失った私の祖母は、目を閉じずに亡くなりました。息子が恋しくて、最後に一目その姿を見たいと願いながら死んでいったからです。夫を失った私の母は、精神を患い、世界中のすべての不幸が自分を襲うという恐怖に取りつかれてしまいました。子どもたちはこのような環境で育ち、不安と心身の苦痛に苦しむことになったのです。」¹¹⁶

「義母は、私の夫のことで大変苦しみました。毎日、息子の帰りを待ち続けるのはさぞかしつらかったに違いありません。義母は時々、息子が帰ってくるからと、皆で外に出ようと言うことがありました。」¹¹⁷

「1950年代から今日まで、北朝鮮による拉致は起り続け、拉致の理由や被害者の行方について、何の手掛かりもないままです。このことが、何十年の間、すべての被害者家族に、感情的にも精神的にも筆舌に尽くしがたい苦しみを与えてきました。」¹¹⁸

B. 経済的・社会的・文化的権利への影響

56. 強制失踪は、強制失踪者の家族の経済的・社会的・文化的権利の享受にも悪影響を及ぼす¹¹⁹。朝鮮民主主義人民共和国と韓国における強制失踪者のほとんどは男性である¹²⁰。伝統的に家族の主要な稼ぎ手となっている男性の支えを失うことで、監視と疑いの目を向けられながら、女性が家族の生活を一手に担わざるをえなくなった¹²¹。こうした状況下で女性たちが背負わされた負担について、被害者はOHCHRに次のように語っている。

¹¹³ KOR/21/0047

¹¹⁴ KOR/21/0040

¹¹⁵ 2022年8月18日に行われた戦後拉致被害者の家族とのコンサルテーション記録。

¹¹⁶ OHCHRのアンケートに対する被害者団体と市民社会団体の回答。

¹¹⁷ KOR/21/0047

¹¹⁸ OHCHRのアンケートに対する被害者団体と市民社会団体の回答。

¹¹⁹ 強制的・非自発的失踪に関する作業部会報告書、強制的・非自発的失踪と経済的・社会的・文化的権利に関する調査 (A/HRC/30/38/Add.5)

¹²⁰ 調査委員会報告書詳細版第1004項。

¹²¹ 同上。

「夫が拉致されてから、私たちには食べ物を買う十分なお金がありませんでした。子どもたちはまだ幼く、女性が生計を立てる機会がなかったため、私たちは飢えに苦しみました……白米を買う余裕がなかったので、代わりにキビをゆでてそれを飲みました。」¹²²

「大黒柱だった父が拉致されてから、母は苦勞しました……針仕事で生計を立てながら、生活苦を耐え忍びました。」¹²³

57. 強制失踪は子どもにも深刻な悪影響を及ぼす¹²⁴。被害者家族が経験する貧困と差別は、子どもたちの心身の健康と教育を脅かす。女の子、特に年長の娘たちは、教育を諦めて家族の生活を支えるために働かなければというプレッシャーをより強く受けた。インタビュー対象者はOHCHRに次のように語った。

「私は長女で、15歳のころから世帯主でした。学校をやめて働きに出ました。2人のきょうだい、つまり弟と妹を養わなければならなかったのです。」¹²⁵

「父が拉致されてから、生計を立てるためにきょうだいは散り散りになりました。弟や妹のなかで教育を終えた者はいません。私は小学4年生で学校をやめました。末の弟が通っていた頃は学校でコーンスープが支給されていたので、彼は何とか小学校を卒業することができました。」¹²⁶

58. 朝鮮民主主義人民共和国による強制失踪の被害者家族は、韓国でも差別を受けた。これらの被害者家族はOHCHRに対し、身内が自ら進んで北朝鮮に行ったのではないかという疑いをかけられたため、韓国社会において村八分に遭い、汚名を着せられたと話している。被害者はOHCHRに次のように語った。

「私の子どもたちは評判の良い会社に就職することはできませんでした。身元調査のせいで（きちんとした仕事に就くことが）できなかったのです……私はレストランで働こうとしましたが、スパイの妻だと言われ、雇ってもらえませんでした。」¹²⁷

「連座制によって不利な立場に置かれていたので、まともな仕事に就くことすらできませんでした。弟は国際船で働くことができませんでした……私は公務員でしたが、連座制のせいで辞めなければなりませんでした。」¹²⁸

¹²² KOR/21/0045

¹²³ KOR/21/0036

¹²⁴ 強制失踪の影響を受けた女性に関する一般的意見（A/HRC/WGEID/98/2）、子どもと強制失踪に関する一般的意見（A/HRC/WGEID/98/1/Corr.1）

¹²⁵ KOR/22/0025

¹²⁶ KOR/21/0049

¹²⁷ KOR/21/0048

¹²⁸ KOR/21/0050

韓国在住の親族

「夫が拉致されたときは本当につらい思いをしたのですが、その後は、生活のことが不安になりました。どうやって子どもたちと自分が食べるものを食卓に載せるかということで頭がいっぱいでした。息子は8歳の小学生、娘は12歳の中学生でした。」¹²⁹

「父の拉致で世帯主がいなくなってしまったため、祖父と母は農業で生計を立てていました。母はハンボク（韓国の民族衣装）を作る技術を持っていたので、日中は農作業をして、夜はハンボクを作りました。母は買ってきた布を裁断してハンボクを直したり、編み物をしたりして、生計を立てました。」¹³⁰

「一家の大黒柱がいなくなってしまったので、残された家族は、教育や基本的な生活必需品の面で非常に苦しい思いをしました。両親の苦しみは途方もなく、それが私たち子どもにとってつらいことでした。母は、当時あまりにもショックが大きすぎて涙も出なかったと話していました。」¹³¹

「当時、母はまだ若かったのですが、父がいなくなったので、女手一つで私たちを養うためにどんな仕事でも引き受けました。一度、廃品を盗んで中古品屋に売ったこともありました。その見返りに1杯の麺をもらい、朝昼晩1日分の食事として家族5人で分け合って食べました。私たちは、政府から支給される1袋のムクゲブランドの小麦で食いつないでいました。本当に食べるものがありませんでした。私たちは、束草（ソクチョ）にある月3,000ウォンのアパートに住んでいました。とても貧しかったので、きょうだいと私は小学校を卒業することができませんでした。私はソウルで、ジャージャー麺（黒豆ソースの麺）の配達員の仕事を生計を立てていました。まかないと住居付きだったからです。以前はそのことを恥ずかしく思っていたのですが、今はそうは思いません。」¹³²

「父が拉致されてから、食べるものがなかったため、母が果物や魚を売っている間、きょうだいでタバコやねじりドーナツやアイスクリームを売りました。きょうだいたちは皆、このような方法で走り回ってお金を稼ぎました。私は、新聞やピーナッツ売り、靴磨き、洗車の仕事をしました。」¹³³

「弟や妹たちはバスターミナルでガムやライターを売っていました。」¹³⁴

「息子が生まれてからちょうど8か月後に、私は北朝鮮に拉致されました。妻は韓国で息子1人と3人の娘とをたった独りで育てなければなりませんでした。彼女は、手車を引いたり、魚を売ったり、できる仕事は何でもしました。私の家族は大変な被害を被りました。」¹³⁵

「私が拉致されてから、韓国に残された家族は金銭的に大変な苦勞をしました。息子は今でも麺料理を食べようとしません。妻は韓国で、魚を頭に掛けて家々へ売り歩いたり、練炭を売っ

¹²⁹ KOR/22/0024

¹³⁰ KOR/22/0002

¹³¹ 2022年8月18日に行われた戦後拉致被害者の家族とのコンサルテーション記録。

¹³² 同上。

¹³³ KOR/21/0038

¹³⁴ KOR/21/0035

¹³⁵ 2022年8月18日に行われた戦後拉致被害者の家族とのコンサルテーション記録。

たり、レンガ工場でレンガを作ったりなど、できる仕事は何でもしました。食べるのはいつも麺料理ばかりで、息子がいまだに食べようとしないのはそのためです。お金の困っていたので、子どもたちがなんとか卒業できたのは高校までで、大学には行けませんでした。」¹³⁶

「夫が北朝鮮に拉致されてからはお金がなかったので、娘は学校に通えませんでした。」¹³⁷

「その後、私は高校の入学試験に合格しましたが、家が貧しかったので、高校進学をあきらめて働きました。母は市場でもやしを売りました。1日中働いて3,000ウォンの収入でした。私は、アイスクリームの配達や、オートバイでのガスの配達など、ありとあらゆる仕事をしました。」¹³⁸

北朝鮮に在住していた親族

「私たちは、人間らしい暮らしとはどんなものなのか、知りませんでした。父が『傀儡軍』に所属していたという理由で、私たちは子どもの頃から、党やその他の組織の活動で発言権を与えられず、意見を表明することを制限されていました。」¹³⁹

「北朝鮮で私が味わった心身の苦痛は筆舌に尽くしがたいものでした。男性には、卒業後に職業を選択する自由はありませんでした。父親と同じようにトンネル（炭鉱）で働く以外の選択肢はありませんでした。私の父は、日の光を見ることなく、トンネル（炭鉱）で42年間働き続けました。」¹⁴⁰

「卒業後、私は、韓国出身の家柄だという理由で、大学に進学することも好きな仕事を選ぶこともできませんでした。他に選択肢がなかったので、結局は父と同じく炭鉱で働くことになりました。娘であれば、他の家に嫁ぐことで炭鉱から逃れられましたが、息子には逃げ道がなかったのです。」¹⁴¹

「私は、咸鏡北道（ハムギョンブクト）の会寧（フェリョン）郡にある鶴浦（ハクポ）炭鉱で、父と一緒に働きました。父はこの炭鉱で42年間、私は17歳で卒業してから32年間働きました。」¹⁴²

C. 強制失踪者の捜索と賠償において親族が直面する障害

59. 報告されているところによると、北朝鮮では失踪者の捜索は危険をとまなう。これは、失踪者とのつながりを理由に、家族が脅迫や報復、失踪の対象となる可能性があるためである。インタビューに答えた人々はOHCHRに対し、失踪者の妻は離婚を強制され、これに従わなければ「連座制」により罰せられる恐れがあると述べている。

¹³⁶ KOR/22/0023

¹³⁷ KOR/21/0048

¹³⁸ 2022年8月18日に行われた戦後拉致被害者の家族とのコンサルテーション記録。

¹³⁹ 2022年9月6日に行われた戦争捕虜の家族とのコンサルテーション記録。

¹⁴⁰ 同上。

¹⁴¹ 同上。

¹⁴² 同上。

「法律に違反すると、その罰は家族全員に及びます。例えば、ある家族の子どもが違法な映画を観ているところを捕まったとします。すると、父親が解雇されるか、あるいは家族全員が政治犯収容所に送られる可能性があります……家族がそれぞれどこに送られたかといった情報は一切明かされません……違反者の妻は離婚すれば罰を免れることができます。実際のところ、そのような場合には離婚が何らかの形で自動的に認められます。しかし、子どもはやはり政治犯収容所に送られます。」¹⁴³

「兄は妻と離婚させられ、家族を捨てさせられました。北朝鮮は通常、家族全員をクワンリソ（政治犯収容所）に送るか、離婚を強制し、従わなかった者のみをクワンリソに送ります。兄の妻によると、役人が家にやって来て兄の子ども時代からの写真をすべて持って行ったそうです。兄が存在していたという証拠を消すためです。」¹⁴⁴

60. 韓国の過去の政権のもとでは、強制失踪者の家族は監視や嫌がらせを受け、なかには警察や諜報機関による恣意的拘禁の対象となった人もいた。こうした慣行は1990年代後半まで続いた¹⁴⁵。インタビュー対象者は、彼らがターゲットにされたのは、失踪者がスパイとして戻ってきて家族に接触することを韓国政府が恐れていたためだと話している。

「私の家は常に警察の監視下に置かれていました。夜には警官が家の周りをうろつき、床下で私たちの会話を盗み聞きしていました。彼らは、私たちの家に誰が入りしているのか、いつも見張っていました。親戚も監視されました。ある家族が共産主義者のレッテルを貼られたら、その家族の親戚も同じように扱われました。」¹⁴⁶

「近所でスパイがらみの事件があれば、いつも私の一番上の兄が最初に連れていかれました。兄は、（彼らによると拉致された後でスパイとして韓国に戻ってきた）弟に会ったのではないかと尋問され、半殺しの状態になるまで殴られた後で、刑務所に送られました……盧泰愚（ノ・テウ）政権以降、社会の雰囲気は少し和らいだので、私たちは提訴し、再審が行われました。金大中（キム・デジュン）政権以降、補償が提供されるようになりました。再審のおかげで、金額はそれほど大きくないにせよ、長兄は補償を受けることができ、名誉も回復したと思います。」¹⁴⁷

61. 2007年、韓国では、軍事停戦に関する協定締結以後の拉北被害者の補償及び支援に関する法律が成立した。この法律は、韓国政府による権力の濫用によって死亡または負傷した被害者（あるいはその家族）を認知し、補償を行うものである¹⁴⁸。

¹⁴³ KOR/17/0022

¹⁴⁴ KOR/21/0029

¹⁴⁵ 調査委員会報告書詳細版第907項-第908項「韓国の独裁政権時代（1963-1988年）においては、朝鮮民主主義人民共和国による拉致や強制失踪の被害者の親族は、左翼の脱走者となつたがりが信用できないと考えられたため、監視され、政府の教育施設や雇用機会への参加が妨げられた……国防上の理由により強制失踪者の親族を監視するという韓国の方針は1990年代後半まで続いた。」

¹⁴⁶ KOR/21/0046

¹⁴⁷ 同上。

¹⁴⁸ 軍事停戦に関する協定締結以後の拉北被害者の補償及び支援に関する法律（2007年）第10条。



2020年3月に神戸にて開催された集会で、北朝鮮による拉致被害者と特定失踪者の写真を掲げる参加者。

62. 日本国民の拉致の中には1970年代から1980年代にかけて発生したものもあるが、家族が行方不明者の行方を知るまでに数十年を要した。横田早紀江さんは、1977年に失踪した娘の横田めぐみさんをさまざまな方法で探し続けてきた。娘の行方についての情報を得るために、日本政府の支援も求めた。横田早紀江さんは調査委員会の公聴会で次のように語った。

「娘がまるで煙のように突然消えてしまってから20年という年月が経ち、本当に長い間、めぐみの消息は全くわかりませんでした……ところが、1997年に初めて、娘の消息がわかり、私たちは娘が生きていたんだと思いました。」¹⁴⁹

63. 日本政府が拉致被害者として正式に認定した17人の家族に加えて、自分の親族が拉致されたと考えている他の多くの家族も正義を求め続けている。朝鮮民主主義人民共和国による拉致の可能性を排除できない871人の行方不明者の家族は、被害者の行方を明らかにし、その失踪事件を国内外で周知するための取り組みを行っている。北朝鮮帰還事業の被害者はOHCHRに対し、国内外での認識を高めるために、自分たちにも認定拉致被害者と近い程度の注目と支援を日本政府から提供してもらいたいと訴えた。2000年代に脱北した北朝鮮帰還事業の被害者の1人は、OHCHRに次のように語った。

「日本政府は、拉致被害者の救出や救済に取り組み、その家族に配慮してきましたが、北朝鮮に渡った日本人妻や在日朝鮮人については、自主的な帰還であり拉致ではないとして、十分な対応をしていません。しかし、騙されて行くことは、自分の自由意思で行くことと同じではありません。拉致された人が拉致されなかったわけではないのと同じように、騙された人たちも騙されなかったわけではありません。日本政府は北朝鮮帰還事業（の被害者）にもっと配慮をするべきです。」¹⁵⁰

¹⁴⁹ 調査委員会、2013年8月29日に東京で開催された公聴会の午前の部。

¹⁵⁰ KOR/21/0010



2012年6月、韓国のソウルにて、朝鮮戦争拉北被害者追悼の日の行事で、被害者の写真の下に献花をする家族。

D. 長期的・持続的・恒常的な苦しみと家族生活の権利への影響

64. 強制失踪は、その性質上、家族に対する恣意的または違法な干渉からの自由の権利に悪影響を及ぼす¹⁵¹。強制失踪者の親族を含む被害者の多くはかなりの高齢であり、失踪者の親族の多くは大切な人の安否を知ることのないまま亡くなった。したがって、強制失踪者の安否を明らかにし、可能な限り、再統合を含む救済を家族に提供することが急務である。インタビューに答えた人たちは、OHCHRに対して次のように語っている。

「夫はもう高齢です。77歳くらいになっているはずですが、生きていてくれたらうれしいですが、北朝鮮の厳しい状況を考えると、生きているのもさぞかしつらいだろうと思います……多くの脱北者が韓国にやってきているので、夫も北朝鮮から脱出できたならと願うこともあります……いつの日か目が覚めたらそんな知らせが聞けるのではと空想し、夢に見ながら眠りにつきます。」¹⁵²

「夫は、8人きょうだいの上から4番目が5番目でした。一番下のきょうだい今年83歳になり、きょうだいの中で唯一存命の人です……夫は生きていけば90歳になりますが、今日まで生きているとは思えません……せめて夫の生死だけでも知りたいです。それが他の何よりも重要です。」¹⁵³

¹⁵¹ 自由権規約第17条。さらに、世界人権宣言第16条は、「家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する」と明言している。強制的・非自発的失踪に関する作業部会、強制失踪の影響を受けた女性に関する一般的意見 (A/HRC/WGEID/98/2) 第5項および第12項も参照。

¹⁵² KOR/21/0055

¹⁵³ KOR/21/0048

65. 日本の拉致被害者とその家族もかなりの高齢に達している。2020年には、横田めぐみさん¹⁵⁴の父親の横田滋さんが87歳で、有本恵子さん¹⁵⁵の母親の有本嘉代子さんが94歳で亡くなった¹⁵⁶。彼らは、拉致された子どもの安否を知ることがないまま、何十年もの間待ち続けた。日本の被害者団体と市民社会団体は次のように語っている。

「2002年9月に北朝鮮と日本の首脳会談が行われてから20年が経ちました。私たちが救出活動を続けるなか、親世代の高齢者の多くが、北朝鮮に拉致された家族と再会することのないまま亡くなりました。こんな不当なことはあってはなりません。」¹⁵⁷

「被害者本人もその家族も、その多くがすでに高齢で、拉致被害者の親やきょうだいもすでに他界しているケースも少なくありません。被害者の帰りを待ち続けてきた家族の健康状態は限界に達しており、自分がいなくなった後、被害者の捜索や救出を誰が代わりにやってくれるのかという不安を常に抱えています。その精神的な苦しみは計り知れません。」¹⁵⁸

「私と同年代の被害者家族の皆さんは体が弱ってきています。多くの方が亡くなり、入院している方もたくさんいます。以前のように頻繁に会合をもつことはできなくなりました。被害者家族が集まるときに、参加するのは拉致被害者の娘や義理の息子、または姪や甥です。近親者は皆、体調が悪いか、亡くなってしまっているのです。」¹⁵⁹

「私も歳をとり、具合の悪いときやつらいことがあったとき、夫がそばにいないことをとてもさみしく感じます。夫の生死がわからないからなおのこと、夫を恋しく思うのだと思います。夫はかつて、残る唯一の願いは妻と子どもに優しくすることだと言っていました。」¹⁶⁰

「母は70歳になるまで、父に再び会えることを心から願っていましたが、あまりにも長い時間が経ってしまった今、母が父の顔を今でも見分けることができるかどうかわかりません。拉致されたとき、父は42歳だったのです。」¹⁶¹

¹⁵⁴ 横田めぐみさんは、1977年11月15日の拉致被害時、13歳だった。彼女は新潟市で下校中に拉致された。

¹⁵⁵ 有本恵子さんは、1983年7月のヨーロッパでの失踪時、23歳だった。

¹⁵⁶ 有本嘉代子さんの訃報と拉致問題に関する2020年2月6日の記者会見 (https://japan.kantei.go.jp/98_abe/actions/202002/_00011.html)、横田滋さんの訃報に関する2020年6月5日の首相記者会見 (https://japan.kantei.go.jp/98_abe/actions/202006/_00008.html)。

¹⁵⁷ OHCHRのアンケートに対する被害者団体と市民社会団体の回答。

¹⁵⁸ 同上。

¹⁵⁹ KOR/21/0048

¹⁶⁰ KOR/22/0024

¹⁶¹ KOR/21/0034

「私は今も父を待っていますし、
これからも永遠に待ち続けます。」

—朝鮮戦争拉致被害者のチェ・ジュンさんの息子、チェ・グァンソクさん（89歳）。

VI. 強制失踪により被った侵害に対する真実、説明責任を含む正義、および賠償についての被害者の視点

66. この章では、OHCHRが強制失踪者の親族を含む被害者から収集した、真実、説明責任を含む正義、および賠償に対する権利の実現についての彼らの見解と期待についての回答を取り上げる。正義と説明責任追及に対する被害者中心のアプローチの必要性を強調し、長い間おざりにされていると感じてきた被害者のニーズと期待への注意を喚起するためである。OHCHRは可能な限り、説明責任を追及するための司法的およびそれ以外のアプローチのため両方についての情報をインタビュー対象者に提供した。ほとんどのインタビュー対象者は、すべての是正措置が重要かつ有意義であり、協調的な取り組みと包括的なアプローチによってのみ被害者のニーズを実現できると強調した。



2022年8月、韓国にて、国連OHCHRソウル事務所と拉致被害者家族の会合。

A. 強制失踪者の消息や所在の解明

67. 失踪者の家族はOHCHRに対し、大切な人の消息や所在についての真実の解明が自分たちにとっての最優先事項だと語った。

「もしも私が北朝鮮に何かを要求できるとしたら、何よりも優先するのは父の安否の確認です。」¹⁶²

「一番つらいのは、夫について何も知らされていないことです。夫からの知らせがほしいのです。飢えているのか、それともちゃんとした食事をしているのかといった、ほんのわずかな消息だけでもわかればどんなに良いだろうと思います。何か消息が聞けるだけで慰めになるのですが、何もありません。」¹⁶³

68. 強制失踪者の家族の多く、特に半世紀も前に身近な人を失った家族は、彼らが北朝鮮でまだ生きているという望みをすでに失っている。こうした被害者の何人かは、家族がいつ亡くなったのかだけでも知りたいと話している。そうすれば、亡くなった人のための文化的に重要な儀式を正しい命日に執り行うことができるからである。いくつかの被害者団体は、互いに慰め合い、行方不明になった家族の魂に祈りをささげるため、毎年、追悼式を開催している。被害者家族はOHCHRに次のように語った。

「父がいつまで生きていたのかを知りたいのです。私たちは、父が拉致された4月16日に父の供養を行っています。この供養を行うようになって、もうずいぶん経ちます。私たちは子どもとして、父がおそらく亡くなっていると思われるのに、何もせずにやり過ごすわけにはいかなかったのです。」¹⁶⁴

「私にとって、彼がいつどこで亡くなったのかを具体的に知る事が重要です。」¹⁶⁵

離散家族再会に先立ち、戦後拉致被害者のホン・ゴンピョさんとイ・ミンギョさんの安否確認の要請を受けて、北朝鮮赤十字会は通知の中で、「二人の安否を確認することはできなかった」と述べた。

이름 김순애		성별	나이			
찾은점형						
No	본인과의 관계	이름	성별	나이	생시여부	비고
	아들	홍건표	남	46	확인불가	

이름 김태욱		성별	나이			
찾은점형						
No	본인과의 관계	이름	성별	나이	생시여부	비고
1	자녀	이민표	남	55	확인불가	

162 KOR/22/0002

163 KOR/21/0034

164 KOR/21/0049

165 KOR/17/0110

「私が確認したいのは父の行方だけです。父はもう亡くなっているはずですが。息子として、父に何があったのかを知りたいのです。」¹⁶⁶

「夫の生死は（正式に）確認されていません。私はただひたすら、『彼はたぶん生きている』と信じ続けています。夫の安否を確認する手段はありませんでした。」¹⁶⁷

「家族の安否が確認できれば、拉致によって受けた傷は癒されます。」¹⁶⁸

「夫が北朝鮮でどんな生活を送っていたのかはわかりません。わかるのは彼が北朝鮮にということだけです。生死すらわかりません。」¹⁶⁹

「父に関して私が一番望むことは、その安否の確認です。父についての記録があるのかどうかはわかりません。北朝鮮はいつも、記録はないと答えます。優先すべきは安否の確認です……父の墓を建てましたが、遺体のない墓です。納骨堂には遺灰もありません。あるのは先祖の位牌だけです。」¹⁷⁰

「弟はすでに亡くなっていると言われましたが、最期を迎えるまで北朝鮮に大変な重労働を強いられたのではないかと思います。病気などによって普通に家で息を引き取ったのではないと思います。どんな生活を送って、どんなふうになくなって、彼の子どもたちはどうなったのだろうかと思います。弟の子どもたちのことが本当に心配です。」¹⁷¹

「父が何年に亡くなったのか、どんな暮らしをしていたのかを知りたいです。私は南北統一が実現して父のことが聞ける日が来るまで生きているつもりです。」¹⁷²

「多くの人が北朝鮮に家族や親族を残してきているので、最も優先するべきはそうした人々の安否の確認だと思います。人々が自由に行き来できるようになれば、これらの問題は自然に解決するとも思っています。」¹⁷³

B. 強制失踪者の即時帰国、再会、および連絡の回復

69. OHCHRと話した被害者家族は、強制失踪者の安全な即時帰国が最優先事項であり、急務であり、特に親族のほとんどが高齢に達していることを考えるとなおさらである、と訴えている。大切な人の帰国だけが、この苦しみを終わらせる唯一の方法で、受け入れられる解決法だという人もいた。また、国際人権法や基準を踏まえた強制失踪者との連絡の再開を望む声も聞かれた。被害者家族は次のように語った。

¹⁶⁶ KOR/17/0109

¹⁶⁷ KOR/21/0055

¹⁶⁸ OHCHRのアンケートに対する被害者団体と市民社会団体の回答。

¹⁶⁹ KOR/21/0047

¹⁷⁰ KOR/21/0036

¹⁷¹ KOR/22/0022

¹⁷² KOR/21/0038

¹⁷³ OHCHRのアンケートに対する被害者団体と市民社会団体の回答。

「私は北朝鮮当局に対し、国際社会によって定められた原則や手順に従って彼らの帰国を速やかに実現するよう求めます。」¹⁷⁴

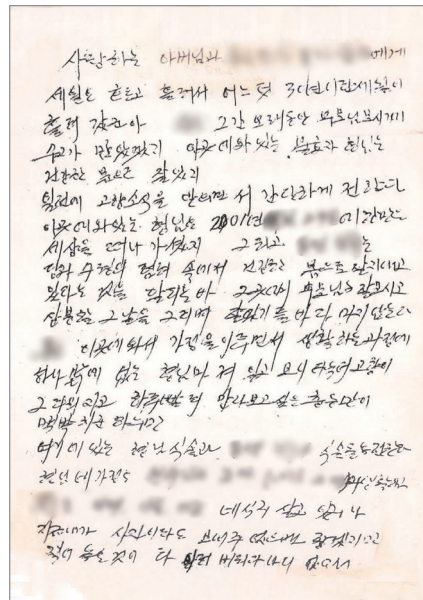
「兄と手紙の交換だけでもできたらどんなに良いかと思います。」¹⁷⁵

70. 離散家族再会に参加できた少数の家族のなかには、再会行事が短すぎるという不満を示す人もいた¹⁷⁶。また、やりとりは監視されているように感じられたほか、北朝鮮から来た親族は自由に話せないようだったとも話している。多くの被害者家族は北朝鮮に対して、失踪者の安否を確認するよう求めていたが、朝鮮民主主義人民共和国政府は彼らの生死を確認することはできなかったと回答した。被害者家族のなかには、和平プロセスが継続されることによって身内と再会できる日が来るのではないかという期待を示す人もいる。他方、南北（朝鮮）統一のみが自分たち家族の再統合への道だと考える人もいる。彼らはこの意味で和平プロセスの継続を強く望んでいる。離散家族はOHCHRに対して次のように語った。

「私たちが離散家族再会に申し込んだとき、北朝鮮は父の消息を確認できなかったと回答しました。」¹⁷⁷

「時が経ち、高齢の方々は亡くなっていきます。(家族と) 再会できずに亡くなるなんてあまりにも不当です。少なくとも電話で話すくらいはできるでしょうし、電車が開通すれば、南北統一がかなわなくても、お互いの居場所くらいは知ることができるでしょう。相手側に行って暮らしたいと言っているわけではないのです。連絡だけでも取り合えたらどんなに良いでしょう……対話や再会が実現することを心から願っています。」¹⁷⁸

北朝鮮にいる戦後拉致被害者から韓国にいる家族へ秘密裏に送られた手紙



174 同上。

175 KOR/21/0050

176 2000年以降、韓国と北朝鮮の計60組の家族が離散家族再会に参加した。これには、再会時に北朝鮮に在住していた18名の戦争捕虜と19名の戦後拉致被害者が含まれる。2022年10月20日に韓国統一部により提供された情報。

177 KOR/21/0034

178 KOR/21/0046

「解決すべき最も差し迫った問題は、家族の安全な帰国です。その次が、失踪者についての事実の確認です。この2つの問題さえ決着すれば、強制失踪の問題は解決します。」¹⁷⁹

「弟の拉致について多少でも癒されるよう、彼と連絡が取れるようにしてほしいです。そして、過去に私が被った精神的苦痛に対して補償をしてもらいたいです。」¹⁸⁰

「私たちは、すべての拉致被害者とその家族が、北朝鮮当局の政策に縛られることなく、安全かつ同時に日本に帰国できるよう求めます。拉致被害者の部分的または段階的な帰国は容認できません。」¹⁸¹

「最も優先すべきは戦争捕虜の家族の安全な帰国です。」¹⁸²

「北朝鮮帰還事業の被害者も拉致被害者も、日本と北朝鮮を自由に行き来できるようにしてほしいです……私の目標は移動の自由ですが、より大きく言うと、再統一を願っています。」¹⁸³

「再統一がすぐに実現しない限り、長男は韓国に来られないと思います。私にとって、それが彼に会う唯一の方法だと思います。」¹⁸⁴

C. 遺骨の返還

71. 強制失踪者の家族はOHCHRに対し、失踪者が北朝鮮で亡くなっている場合には、遺骨は家族に返還されるべきだとも訴えている。被害者家族は次のように述べた。

「北朝鮮には、夫の安否を確認するためにあらゆる手を尽くしてほしいと思います。亡くなっているのなら、遺骨だけでも引き取らせてもらえるべきです。」¹⁸⁵

「父は北朝鮮ですでに亡くなっています。少なくとも、父がいつ、どこで、どのようにして亡くなったのか、遺骨はどこにあるのかということだけでも知らされるべきです。北朝鮮は父の遺骨を私に帰すべきです……私たちは亡くなった人の魂を慰めなければなりません。父の遺骨が戻ってきて初めて、お墓に入れて母の横で眠らせてあげることができます。」¹⁸⁶

72. 一部の被害者は、特定の国と国際社会は朝鮮戦争に対して責任を負っており、それゆえに、行方不明者を捜索して戦争捕虜の遺骨発掘事業を樹立する義務があると考えたと訴えている。

¹⁷⁹ OHCHRのアンケートに対する被害者団体と市民社会団体の回答。

¹⁸⁰ KOR/21/0046

¹⁸¹ OHCHRのアンケートに対する被害者団体と市民社会団体の回答。

¹⁸² 同上。

¹⁸³ KOR/21/0010

¹⁸⁴ KOR/21/0040

¹⁸⁵ KOR/21/0048

¹⁸⁶ 2022年8月18日に行われた戦後拉致被害者の家族とのコンサルテーション記録。

「国連が戦争捕虜の問題を調査しているのは心強いことですが、国連はこの問題に対して責任があると私は思います。国連、ソ連、中国、そして北朝鮮は、休戦協定に対して責任があります……国連と韓国政府には、遺骨の返還のために尽力してもらいたいと思います……遺骨はすべて国境地域にあります。返してもらうにはブローカーにお金を払うしかありません。」¹⁸⁷

「遺骨を返してもらうことが重要です。それができないと、家族は深い悲しみを背負うこととなります。」¹⁸⁸

D. 謝罪、認識、および追悼

73. 強制失踪者の親族を含む被害者は、強制失踪において果たした自国の役割について朝鮮民主主義人民共和国から誠実な謝罪があることを望んでいると語った。韓国在住の被害者のなかには、韓国政府が被害者の苦しみを認めたいと公式に謝罪することは意味があると話す人もいた。北朝鮮帰還事業の被害者は、同事業に責任があると考えられる者からの謝罪を望んでいる。インタビューを受けた人々は、謝罪によって自分たちの苦しみが完全に解決するわけではないが、心からの公的な謝罪は、彼らが被害者であるということを認め、被害者とその家族の汚名をそそぐ手段となり得ると話している。

「彼らが受けた不当な仕打ちについて謝罪してもらうことは、彼らを慰める手段の一つとなるでしょう。」¹⁸⁹

「韓国政府には、私の家族に対する義務を果たさなかったことを謝罪してもらいたいです。他のことはそれからです。」¹⁹⁰

74. 同様に、OHCHRのインタビューを受けた被害者家族は、認識の低さに対する不満も示し、忘れられているように感じるとも話した。彼らは、被害者の尊厳を回復し、長きにわたるその苦しみを認めてもらうために、失踪についての真実を明らかにしなければならないと語った。

「私は彼の名前を忘れてほしくありません……私たちは、自分たちの家族や被害者を、数字ではなく、名前で憶えていてもらいたいです。」¹⁹¹

「私たちは、北朝鮮によるこうした人権侵害が繰り返されてはならないという教訓を具体的な形で残すことを目指しています……新潟の地域活性化の取り組みの一環として、

¹⁸⁷ 2022年9月6日に行われた戦争捕虜の家族とのコンサルテーション記録。

¹⁸⁸ 同上。

¹⁸⁹ OHCHRのアンケートに対する被害者団体と市民社会団体の回答。

¹⁹⁰ 2022年8月18日に行われた戦後拉致被害者の家族とのコンサルテーション記録。

¹⁹¹ KOR/21/0029



2021年12月に新潟港で開催された北朝鮮帰還事業の被害者の慰霊祭。

ボトナム（柳）通りや記念館、記念碑といった形を残し、教科書でも取り上げられ、子どもたちが自由、民主主義、人権について学ぶ際に、社会見学で訪れたりしてもらえればと考えています。」¹⁹²

75. 日本では、政府が、パンフレットやポスターの配布、映画の上映、ワークショップやその他の教育イベントへの職員の派遣、教員や教職に就くことを希望する大学生などの研修、および作文コンクールの開催など、拉致問題についての認識を高めるための取り組みを行っている¹⁹³。韓国では、真相究明委員会や国立6・25戦争拉北者記念館など、朝鮮戦争拉致被害者に関する追悼プロジェクトが設立されている¹⁹⁴。

E. 再発防止の保障

76. 強制失踪者の親族を含む被害者は、強制失踪の悲劇は決して繰り返されてはならないと話す。彼らは、国家が今後はそのような犯罪が起こらないことを保障し、説明責任追及のために有意義な措置を講じるべきだと考えている。

「私が望むのは、真実を知ること、そしてこのような悲劇が再び起こらないようにすることだけです。」¹⁹⁵

「私は、北朝鮮領土での人権の保障が、過去の人権侵害についての真相究明やその後の補償といったことへの答えだと思えます。」¹⁹⁶

¹⁹² OHCHRのアンケートに対する被害者団体と市民社会団体の回答。

¹⁹³ 2022年10月21日に日本政府により提供された情報。

¹⁹⁴ 2023年1月16日に韓国政府により提供された情報、朝鮮戦争中の拉致に関する真相究明報告書（2017年）。

¹⁹⁵ KOR/17/0104

¹⁹⁶ OHCHRのアンケートに対する被害者団体と市民社会団体の回答。

「私は朝鮮半島で戦争が起こらないよう願っています。なぜなら、このたった一度の戦争が、私の家族を引き裂き、私を孤児にしたのです。このようなことが再び起こってはなりません。私のような被害者がたくさんいるのです。」¹⁹⁷

「私の一番の望みは、父の消息がわかって（北朝鮮から）謝罪を受けることです。」¹⁹⁸

「私の望みは（北朝鮮と朝鮮総連の）当局が自らの過ちを認めて謝罪することですが、そんなことが起こるとは思いません。」¹⁹⁹

「私にとって、それ（正義）は、北朝鮮政権が朝鮮戦争拉致被害者に心から公式に謝罪し、再発防止を保障することを約束し、拉致されてからの被害者の消息についてありのままの真実を公表し、被害者が亡くなっている場合は、遺骨を家族に返還し、彼らが被った損害についてすべての法的責任をとることを意味します。」²⁰⁰

「尊厳の回復が最優先事項であり、これが解決して初めて、説明責任追及という次の段階に進むことができます。」²⁰¹

F. 加害者の刑事訴追

77. OHCHRが話をした強制失踪者の親族を含む被害者の多くは、強制失踪の加害者の責任を問うことが重要だと述べている。彼らは、刑事訴追が持つ抑止効果と啓発効果を強調し、北朝鮮の加害者は責任を問われるべきだと考えている。彼らは次のように語った。

「クワンリソ（政治犯収容所）に送られた人々は、政権幹部と、金正恩が支配権を握る保衛司令部の決定によって送致されたのです。ですから、金正恩と政権幹部は加害者であり、罰せられなければなりません。私の兄を拷問した人たちも責任を問われるべきです。」²⁰²

「北朝鮮の最高指導者は北朝鮮の人権状況、そして行方不明になった私の家族について責任を負うべきです。最高指導者たちは何十年もの間、権力を持ち続けているのです。」²⁰³

78. いくつかの被害者団体や市民社会団体は、北朝鮮が強制失踪犯罪の加害者を訴追するための努力をしていないと指摘している。被害者の中には、刑事訴追の実現可能性について疑問を呈している人もいる。それでも被害者は、将来の説明責任追及措置に備えて関連情報を保存しておくことが重要であり、自分たちの発言がそうした措置に貢献するものとなることを期待していると述べた。また被害者は、訴追実行に向けた他の国連加盟

197 KOR/17/0110

198 KOR/21/0035

199 KOR/21/0028

200 OHCHRのアンケートに対する被害者団体と市民社会団体の回答。

201 2022年8月18日に行われた戦後拉致被害者の家族とのコンサルテーション記録。

202 KOR/21/0029

203 KOR/18/0033

国の政治的意思の不足も指摘している。

「北朝鮮が刑事責任の追及や、損害賠償、真実の解明といったことに自ら取り組むとは思えません。また、私たちのような立場の人間や、北朝鮮の人権問題について韓国で発言している人々に、そうした取り組みができるのかどうかも、定かではありません……しかし、将来、北朝鮮が崩壊したときの説明責任追及措置のために今準備しておくのは意味があることです。いざ説明責任追及措置がとられることになったとき、前もって準備してあるかどうかで大きく違います。率直に発言する機会が与えられるべきです。」²⁰⁴

79. 被害者はさらに、被害者の声に耳を傾け、将来の法的手段に参加できるようにするための法的支援が提供されていないと指摘している。OHCHRのインタビューを受けた被害者の大半は、被害者としての自らの権利について知らないか、説明責任を追及するための実行可能な法的手段や司法アクセスについての関連情報を持っていなかった。被害者は、自らの権利を行使できるよう、是正措置を受けるための利用可能な法的手段について詳細な情報を与えられていなければならない。これは、専門家による法律面での支援、翻訳支援、および権利擁護活動に対する金銭的支援を含む。ある被害者はOHCHRに次のように語った。

「私たちは弁護士ではないので、私たちが個人のレベルでできることには限界があります。」²⁰⁵

「家族の中に法律の専門家はいないので、法的措置は私たちにとって簡単な選択肢ではありません。法的な問題については政府に対処してもらいたと思います。北朝鮮による拉致は重要な問題ですから、専門家の支援が必要です。家族に対しては専門家から、取り得る選択肢についての情報が提供されるべきです。」²⁰⁶

「強制送還に対する説明責任を果たすことこそが、嘘の宣伝文句によって精神的苦痛を味わい、格子のない牢獄で人権が侵害された仲間や家族たちを慰める一つの方法だと思います。」²⁰⁷

「正義と説明責任追及は、私たちの仲間（元戦争捕虜）に対して示すことのできるせめてもの礼儀です。彼らの犠牲によって、彼らの家族と母国の人々は守られました。北朝鮮は戦争捕虜の存在を否定しながら、彼らを強制的に留置して働かせ、韓国にいる家族はその間ずっと、彼らが生きているのか死んでいるのかも確かめることができませんでした。」²⁰⁸

「私たちには必要な法的知識がないので、何らかのヒアリングの場を設けて、取り得る選択肢について情報が提供されるべきです。」²⁰⁹

204 同上。

205 KOR/22/0025

206 2022年8月18日に行われた戦後拉致被害者の家族とのコンサルテーション記録。

207 OHCHRのアンケートに対する被害者団体と市民社会団体の回答。

208 同上。

209 2022年8月18日に行われた戦後拉致被害者の家族とのコンサルテーション記録。

G. 補償

80. 十分な補償、リハビリテーション、原状回復、および満足を含む包括的な賠償プログラムは、被害者にとっての優先事項の一つである。被害者は、親族が失踪してから長い間、精神的・肉体的な苦痛だけでなく、経済的にも苦しんできたと話す。金銭的な補償と特別な社会的支援は、一つの救済手段となり得、特に強制失踪が女性や子どもたちに及ぼすさまざまな影響に対処し得る。被害者は次のように語った。

「私が受けた苦痛に対して、補償が行われるべきです。私は強制的に北朝鮮に連れ去られ、おかげで人生が滅茶苦茶になりました。家族や親族から無理やり引き離され、再会できないまま亡くなってしまった人もいます。このことについて誰に対してどうやって責任を問うべきなのかわかりません。とても言葉にすることはできません。それでも、韓国政府が私の代わりに北朝鮮当局と話をして責任を追及してもらえたらと思います。そうすれば、少なくとも多少は気が晴れるかもしれません。」²¹⁰

「拉致被害者の家族でお金に不自由せずに暮らせる人はいないと思います。大黒柱を失った家庭はいろいろな困難に直面します。ですから、政府はもっと積極的に支援を提供すべきです。私の母は高齢で、妹も何とか暮らしていかなければならないので、何らかの補償をしてもらう必要があります。お金の話ばかりしていると思われるかもしれませんが、これが現実なのです。」²¹¹

81. 特に北朝鮮から補償を受けられる見込みが低いことを考えると、自分たちが（例えば、民事訴訟によって）金銭的補償を求める動機は金額の問題ではないと、一部の被害者は話す。しかし民事訴訟は、彼らの苦痛を認めさせ、その尊厳を回復するための方法となる。

「先日、韓国（ソウル）中央地方裁判所の判決で、北朝鮮による拉致被害者の家族が勝訴しました……（このような裁判は）名誉回復のためにも必要だと思います……補償金の額は重要ではありません。重要なのは、金正恩と北朝鮮に責任を取らせることです。」²¹²

「もしも北朝鮮の責任を問うことができたなら、あるいは、いつの日か真実和解委員会が設立されたなら、裁判によって補償を受けることができるのではないかと願っています……もちろん、親やきょうだいが何十年もの間、家族から引き離され、お互いに会うことを許されないといった状況が、お金で解決されるわけではありません。しかし現時点では、補償が唯一の選択肢だと思われます。」²¹³

82. 強制失踪者の親族を含む被害者の中には、韓国政府も自国民の長期に及ぶ強制失踪事件について責任の一端を担っていると主張する人もいる。強制失踪者の家族は、韓国も被

²¹⁰ KOR/21/0033

²¹¹ KOR/21/0034

²¹² KOR/21/0036

²¹³ KOR/21/0050

害者の名誉を回復し、過去の数年間にわたって監視や差別を受けた被害者に補償を行うべきだと話す。

「韓国政府にも責任があります。拉致が起きてからの政府の対応はお粗末なものでした。政府は国民も私たちの人権も守りませんでした……政府は私たちに対する不当な扱いを悔い改め、進んで私たちを支援するべきです。」²¹⁴

「国家は、被害者の尊厳の回復に進んで取り組むべきです。韓国政府は、父が拉致されたのではなく、自分の意思で北朝鮮に行ったのだとすら言いました。あまりにもむごい話です。」²¹⁵

- 83.** 2000年から、戦後拉致被害者と朝鮮戦争拉致被害者の家族は韓国で訴訟手続きを開始し、韓国政府は、強制失踪者の親族を含む被害者に是正措置を提供する手段を確立するため、家族や関連団体との協議を行った。こうした取り組みの結果、被害者にさまざまな支援を提供するための法律が制定された²¹⁶。
- 84.** 韓国政府は、韓国軍捕虜の送還および待遇に関する法律に基づき、韓国に帰国した戦争捕虜に平均で5億5,000万ウォンの補償を提供した²¹⁷。北朝鮮出身でのちに韓国に逃亡した戦争捕虜の家族には、同法のもと、1世帯当たり4,790万ウォンの補助金が付与された²¹⁸。朝鮮戦争中の北朝鮮による拉致被害真相究明および拉致被害者名誉回復に関する法律のもと、韓国政府は朝鮮戦争拉致被害者の家族の支援団体と追悼事業に対し、集団補償として金銭的支援を行った²¹⁹。
- 85.** 韓国政府は、軍事停戦に関する協定締結以後の北朝鮮による拉致被害者の補償及び支援に関する法律に従い、3年間以上にわたって北朝鮮で拉致状態にあった後に韓国に帰国した人を対象に再定住と住居のための補助金を提供した²²⁰。3年を超える期間にわたって拉致されていた被害者の家族には見舞金が支給された²²¹。拉致被害者またはその家族が韓国政府による公権力の行使によって死亡または負傷した三件について、補償と医療費補助が支給された²²²。再定住のための補助金、見舞金、補償、および医療費補助として、438件について合計152億ウォンが提供された²²³。さらに、北朝鮮に拉致され、韓国

²¹⁴ KOR/22/0025

²¹⁵ 2022年8月18日に行われた戦後拉致被害者の家族とのコンサルテーション記録。

²¹⁶ 軍事停戦に関する協定締結以後の北朝鮮による拉致被害者の補償及び支援に関する法律（2007年）、韓国軍捕虜の送還および待遇に関する法律（2007年）、朝鮮戦争中の北朝鮮による拉致被害真相究明および拉致被害者名誉回復に関する法律（2010年）。

²¹⁷ 2023年1月16日に韓国政府により提供された情報。

²¹⁸ 同上。

²¹⁹ 同上。

²²⁰ 同上。

²²¹ 同上。

²²² 同上。

²²³ 同上。

への帰国後に反共法²²⁴に違反したかどで処罰された人について、その名誉を回復して補償を行うため、韓国で再審が行われた。2022年現在、88人がこれらの再審で無罪となった²²⁵。この88人のうち、68人は刑事補償を受け、43人は訴訟後に国の補償を受けた²²⁶。

86. 法的枠組みには限界があるものの、被害者家族は韓国政府が強制失踪被害者を認めたことを評価している。しかし、戦後拉致被害者に提供された金銭的支援は補償ではなく、「見舞金」と称され、朝鮮戦争拉致被害者には個別に補償金が支払われることはなかった²²⁷。被害者は、現行の法的枠組みのもとで提供される被害者支援措置に対して失望を示している。彼らは、金銭的補償の金額が他の人権侵害被害者に支払われる金額と比べて低いと感じている。また、被害者への賠償の範囲が不十分だとも感じており、公的な記録が当局者の証言が必要となるなど、補償を受けるために必要な侵害を証明するハードルが高いと指摘する。一部の被害者は次のように語った。

「私たちが受け取ったのは少額の見舞金だけです……それでは何の足しにもなりません。補償ではなく、見舞金という形であって、何の助けにもありませんでした。」²²⁸

「他の事例と比較して正当な補償を受けられていたら、少しは納得できたかもしれません。けれども、何の補償も受けられませんでした。」²²⁹

87. 日本政府は、2002年に北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律を制定した。この法律は、日本政府に対し、拉致被害者の行方を確認するために最大限の努力を払い、日本に帰国した被害者とその家族に金銭的支援を提供することを定めている²³⁰。

H. 説明責任追及のための努力

88. 調査委員会は、国際社会は人道に対する罪の加害者の説明責任を問うために措置を講じるべきだと主張している。調査委員会は、朝鮮民主主義人民共和国の状況を国際刑事裁判所に委託すること、または特別法廷を設置することを勧告した²³¹。被害者団体や市民社会団体は引き続き、法的責任を追及するための手段を進めている。韓国と日本の一部の市民社会団体は、朝鮮戦争拉致被害者、戦争捕虜、北朝鮮国民を代表して、国際刑事裁判所に通知文書を提出した。2015年と2019年に、朝鮮戦争拉致被害者と北朝鮮国民を代表して提出された通知文書が、この事案は「当裁判所の管轄外と考えられる」とし

²²⁴ 同上。反共法（1961年）。

²²⁵ 73件は個人による提訴で、15件は検察官事務所の主導による依頼。2023年1月16日に韓国法務部により提供された情報。

²²⁶ 2023年1月16日に韓国法務部により提供された情報。

²²⁷ 軍事停戦に関する協定締結以後の北朝鮮による拉致被害者の補償及び支援に関する法律（2007年）第9条、朝鮮戦争中の北朝鮮による拉致被害者真相究明および拉致被害者名誉回復に関する法律（2010年）。

²²⁸ KOR/21/0055

²²⁹ KOR/21/0045

²³⁰ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（2002年）。

²³¹ 調査委員会報告書詳細版第1218項。

て国際刑事裁判所検察官事務所により棄却された²³²。2018年と2019年には、17名の日本人拉致被害者と北朝鮮帰還事業の被害者を代表して国際刑事裁判所に提出された通知文書がそれぞれ、同じく管轄権を理由として棄却された²³³。

- 89.** 朝鮮民主主義人民共和国政府に対する民事訴訟や非司法的な説明責任追及など、その他の説明責任追及手段も模索されている。韓国では、戦争捕虜や朝鮮戦争拉致被害者により、朝鮮民主主義人民共和国政府に対して数多くの民事訴訟が起こされてきた。2016年には、北朝鮮に拘束されて50年間にわたり強制労働に従事させられた2名の元戦争捕虜が、朝鮮民主主義人民共和国政府と金正恩総書記を相手取ってソウル中央地方裁判所に民事訴訟を提起した。2020年、ソウル中央地方裁判所は、元戦争捕虜のそれぞれに1万7,600米ドル相当の損害賠償を認めた²³⁴。2020年9月には、別の5名の元戦争捕虜が同様の根拠で訴訟を起こした。2020年には、朝鮮戦争拉致被害者の娘がソウル中央地方裁判所に朝鮮民主主義人民共和国政府と金正恩総書記に対する民事訴訟を起こし、同裁判所は2021年に4万2,000米ドル相当の損害賠償を認めた²³⁵。2020年、さらに2件の訴訟が朝鮮戦争拉致被害者の家族によって起こされ、2022年にそのうちの1件で損害賠償が認められた²³⁶。朝鮮民主主義人民共和国からの補償金の徴収が引き続き根本的な課題である。
- 90.** 日本では、北朝鮮帰還事業の被害者5名が2018年に朝鮮民主主義人民共和国に対する民事訴訟を起こした。2022年3月、東京地方裁判所は、時効により同裁判所にはこの請求について管轄権を有しないという判決を下した²³⁷。しかし、同裁判所は判決の中で、北朝鮮が在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連）とともに、または同連合会を通じて、この帰還事業を主体的に推進したということも認めた。さらに同裁判所は、原告が北朝鮮に行く決断をしたのは、朝鮮総連によって行われた虚偽の宣伝による勧誘により北朝鮮の状況を誤信したためだということも認めた。進展はしなかったものの、この訴訟は原告に自らの経験について公に話す貴重な機会を与えた²³⁸。
- 91.** 日本の被害者団体は、非司法的な説明責任追及も引き続き進めている。2004年と2012年には、特定失踪者24名の家族が日本弁護士連合会（日弁連）に対して人権救済の申し立てを行い、日弁連は日本政府に対し、拉致問題を解決するために必要な措置を講じるよう勧告した²³⁹。2015年には、脱北した北朝鮮帰還事業の被害者11名が、朝鮮民主主義人民共和国政府、日本政府、朝鮮総連、日本赤十字社および赤十字国際委員会を相手取

²³² 2015年8月25日および2019年7月22日付の刑事裁判所検察官事務所からの書簡。

²³³ 2018年4月4日および2019年2月6日付の国際刑事裁判所検察官事務所からの書簡。

²³⁴ ソウル中央地方裁判所、2016 Ga-Dan 5235506。

²³⁵ ソウル中央地方裁判所、2020 Ga-Dan 5306603。

²³⁶ ソウル中央地方裁判所、2020 Ga-Hap 2804。1件は現在も係争中。

²³⁷ 東京地方裁判所2022年3月22日の判決（平成30年(ワ)第26750号）。

²³⁸ OHCHRのアンケートに対する被害者団体と市民社会団体の回答。福田健治「北朝鮮帰還事業裁判」2021年12月8日OHCHRワークショップ「朝鮮民主主義人民共和国の説明責任追及の方向性」における発表。

²³⁹ 朝鮮民主主義人民共和国の当局関係者により行われた人道に対する犯罪について、日本の強制失踪者の家族から国際刑事裁判所検察官に提出された通知文書、2018年1月24日、第4項、第16項、第17項。

り、日弁連の人権擁護委員会に申し立てを行った²⁴⁰。

92. 米国では、朝鮮民主主義人民共和国に対する民事訴訟が法的責任追及の可能性を開いてきた。米国の裁判所は、米海軍艦プエブロ号の乗組員に対する「1968年の拿捕、収容、および拷問」についての2008年と2021年の判決²⁴¹や、キム・ドンシク牧師の「拉致、および拷問（推定）と殺害」についての2015年の判決²⁴²など、民事訴訟で原告への補償的および懲罰的損害賠償を認めてきた。
93. さらに、市民社会団体や強制失踪者の親族は、強制失踪作業部会や恣意的拘禁作業部会など、国連人権理事会の特別手続に対して、強制失踪の事案を提出し続けている。被害者団体と市民社会団体は次のように語っている。

「北朝鮮の強制失踪について（特別手続を通じて）申し立てを行う手順を、積極的かつ継続的に推進しなければなりません。多くの人々は依然として、何から始めればよいのか全くわかっていません……家族がまだ北朝鮮にいる人は、二次被害を恐れます。そのため、ほとんどの人は手続きについて説明を受けた時点で申し立てをするのを諦めてしまいます。北朝鮮に家族がいなくて二次被害の心配がない場合は、情報提供者はより意欲的に申し立てを行います。後者の場合、ほとんどの家族が証言をした後で気持ちが楽になったと話します。」²⁴³

94. 2022年5月現在、強制失踪作業部会は53名の女性を含む362件の強制失踪が疑われる事案を朝鮮民主主義人民共和国に伝達し、説明を求めている。現在のところ、朝鮮民主主義人民共和国はこれらの事案に関する詳細な情報を同作業部会に提供していない。同作業部会は、被害者の安否や行方を明らかにするための情報を提供することの重要性を強調し、朝鮮民主主義人民共和国政府の非協力的姿勢に対して遺憾の意を表明した²⁴⁴。

²⁴⁰ 日弁連は司法機関ではないが、申し立てを調査して結果を報告することができる。土井香苗、The Diplomat、「No 'Paradise on Earth': Why Japan Should Right a Historic Wrong (『地上の楽園』はない：なぜ日本は歴史的な不正を正さなければならないのか)」、2015年9月22日。https://thediplomat.com/2015/09/no-paradise-on-earth-why-japan-should-right-a-historic-wrong/

²⁴¹ 匿名者対朝鮮民主主義人民共和国外務省（コロンビア特別区連邦地方裁判所、2021年）414 F.Supp.3d 109、およびマッシー対朝鮮民主主義人民共和国政府（コロンビア特別区連邦地方裁判所、2008年）592 F.Supp.2d 57。

²⁴² ハン・キム対北朝鮮（コロンビア特別区連邦地方裁判所、2015年）87 F. Supp 3d 286。

²⁴³ OHCHRのアンケートに対する被害者団体と市民社会団体の回答。

²⁴⁴ A/HRC/51/31、第53項。

VII. 結論

95. 本報告書は、朝鮮民主主義人民共和国が1950年から国家政策として人の強制失踪に関与してきたという2014年の調査委員会の結論をさらに裏付ける。強制失踪者の親族を含む強制失踪の被害者は、何十年にもわたり、持続的な人権侵害に耐えてきた。
96. 強制失踪者の親族は、何よりもまず、大切な人の消息や所在についての真実を知る権利、家族の即時帰国または家族の遺骨の返還、および家族の別離を終わらせる手続きの確立などによる救済や是正措置という権利が実現されることを切望している。
97. 強制失踪の深刻さと、強制失踪が親族を含む被害者にもたらす多様で重大かつ継続的な影響に対して、朝鮮民主主義人民共和国は対応する必要がある。被害者とその家族が高齢に達していること、ならびに強制失踪犯罪の継続的な性質を踏まえると、早急に強制失踪を停止し、既存の事案を解決すべきである。
98. 被害者、市民社会団体、国連機関、および一部の国々の努力にもかかわらず、朝鮮民主主義人民共和国当局は、被害者の権利を尊重、保護、実現し、国際人権法のもとでの自国の義務を果たすために、国内および国際レベルで措置を講じていない。強制失踪という複雑な問題を解決するためには国際協力が急務である。被害者の権利の全面的行使を保障するために、刑事訴追のための包括的な戦略と総合的な賠償プログラムを実施する必要がある。
99. OHCHRは、真実、説明責任追及を含む司法、および賠償のために取り得る戦略を模索し推進することにより、被害者団体と市民社会団体の取り組みを引き続き見守り、支援していく。OHCHRは、被害者の有意義な参加を促し、加盟国に対して、該当する場合には国内の司法制度などにおいて、被害者の権利を実現する方策を検討するよう働きかけていく。

VIII. 勧告

A. 朝鮮民主主義人民共和国政府に対する勧告

本報告書に記載されたものを含む強制失踪の発生を認め、かかる侵害を終わらせるための措置を直ちに講じる。かかる措置は、拉致被害者の即時帰国と政治的理由で拘禁されている人の解放を含む。

強制失踪犯罪に対し全面的に説明責任をとる。そのために、かかる侵害の疑惑について独立した公平かつ徹底的な調査を行い、加害者の責任を問う。

人権侵害の被害者とその家族が、充分で、迅速で、効果的かつジェンダーに配慮した賠償および救済を提供されることを確保する。この際、侵害の事実について公に認知し、十分な補償とリハビリテーションの提供を行う。

大韓民国、日本、およびその他の関係国と協力して、朝鮮民主主義人民共和国による強制失踪が疑われるすべての事案について信頼性のある調査を開始し、強制失踪者の消息を究明し、行方不明者として報告されている死亡者の遺骨を特定して返還し、被害者とその家族に包括的な補償を提供する。

現時点で朝鮮民主主義人民共和国に拘禁されているすべての他国国民のリストを公表する。

拘禁されている人についての詳細な情報を家族に提供し、いかなる脅迫や報復も受けることなく家族が情報の照会を行えるようにする。

利用可能なあらゆる手段によって、被拘禁者および拉致被害者とその家族との自由な連絡を妨げる不当な制約を解除し、被拘禁者が自らの権利の侵害の疑惑を報告するための安全で機密性の確保された手段を提供する。

国際的な人権規範および基準に従い、司法および法執行と矯正制度を含む、刑事司法法令と法治機構の改革に着手する。

適正手続きと拉致被害者の家族への関連する詳細情報の即時通知を保障する刑法および刑事訴訟法の規定を厳格に順守する。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、および強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約を含む、すべての関連する国際条約や人

権規約を批准する。

国連人権高等弁務官事務所と協力する。調査委員会、普遍的・定期的レビュー、人権条約機関、人権理事会の特別手続、およびその他の人権メカニズムからの勧告の実行を支援するための技術協力・能力構築プログラムなどを行う。

離散家族再会行事が定期的かつ頻繁に開催されること、非差別的な方法で選ばれた多様な人々が再会行事に参加できるようにすること、再会行事において監視やプライバシーの侵害が行われないこと、および再会後に参加者が干渉や監視や検閲を受けることなくあらゆる利用可能な通信手段によって互いに連絡を取り続けられることを確保する。

B. 自国民が強制失踪者の親族を含む朝鮮民主主義人民共和国による強制失踪の被害者となっている加盟国に対する勧告

強制失踪者の親族を含む強制失踪のすべての被害者と協議したうえで、全面的かつ充分な是正措置と賠償を提供するための法律と政策について、包括的なアプローチを採用する。賠償には、追悼、失踪者の行方の搜索と被害者の申し出に沿った遺体の回収・確認・再埋葬の支援、尊厳の回復、および医学的・心理学的支援など、補償と満足のための措置が含まなければならない。また賠償は、経済的・社会的・文化的権利への影響と、強制失踪の結果として男性や女性および男子や女子のそれぞれが被った不利益にも対処するものでなければならない。

強制失踪者の親族が受けていたとされる差別、監視、嫌がらせ、および不当な拘禁についてさらなる調査などを行い、被害者の多様で重大かつ継続的な苦痛に対処するための具体的な措置を引き続き講じる。

拉致被害者の親族および特に女性など、特定のグループが汚名を着せられたり不当に扱われないことを確保する。

強制失踪者の親族を含む強制失踪の被害者に、強制失踪者の搜索と離散家族の再会に関する朝鮮民主主義人民共和国との交渉の状況についての正確な情報を定期的に提供する。

被害者の権利に関する意識強化と能力構築のためのプログラムを立ち上げ、市民社会団体に支援を提供する。

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の未批准国は、同条約を批准する。

C. 国際社会に対する勧告

関係国間の連絡と強制失踪者の安否の確認について、赤十字国際委員会などを通じて、信頼できる第三者による仲介を促進する。

国際的な犯罪、特に調査委員会により特定された人道に対する罪が朝鮮民主主義人民共和国において行われていたかどうか、または行われているかどうかを調査するための取り組みを引き続き支援し、加害者を国内または国際裁判所で裁きにかける。かかる裁判所は、一般に認められている域外管轄権の原則などに基づいた、公正な裁判のための国際基準に合致していなくてはならない。

拷問、強制労働、強制失踪など、深刻な人権侵害を受ける危険性のある人の朝鮮民主主義人民共和国への強制送還を行わないことにより、ノン・ルフールマン（追放及び送還の禁止）原則を支持する。

朝鮮半島の恒久平和を確保するための取り組みが、朝鮮民主主義人民共和国国民の人権を優先したものとなるよう措置を講じる。同じく、かかる取り組みが、真実、正義、賠償、および再発防止の保障への被害者の権利を尊重、擁護することにより、被害者の尊厳の回復も優先したものとなるよう措置を講じる。

夢

「お父さん！」
父の腕の中で泣く
夢から覚める

「お父さん、お父さん……！」
走り去る父に泣きながらしがみつく
また夢から覚める

「これはきっと夢だよ、一緒に抜け出そう」
力いっぱい父の手を引く
また夢から覚める

何度も何度もだまされて
もう夢で父に会っても

驚きもしないし喜びもない

詩：朝鮮戦争拉致被害者のチェ・ヨンスさんの息子、チェ・ユンジェさん作、
「Our Last Family Photo（最後の家族写真）」から

協議に参加した 市民社会団体のリスト

- 1969年大韓航空機拉致被害者家族会
(1969 KAL Abductees' Families Association)
- Abductee's Family Union
- Association for the Rescue of North Korea Abductees
- 拉致被害者家族連絡会
- Citizens' Alliance for North Korean Human Rights
- Database Center for North Korean Human Rights
- ムルマンチョ (忘れな草) (Dream Makers for North Korea)
- Improving North Korean Human Rights Center
- 特定失踪者問題調査会
- モドゥモイジャ (Korea of All)
- Korean POW Families Association
- Korean War Abductees' Family Union
- Lawyers for Human Rights and Unification of Korea
- 北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会
- NK Watch
- Research Association of the Japanese Korean Repatriation
- The Family Union of the Vietnam-War Korean Prisoners of War & Abductees
- Transitional Justice Working Group



UNITED NATIONS
HUMAN RIGHTS
OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER

国連人権高等弁務官事務所

- Palais des Nations, CH1211 Geneva 10 – Switzerland
- 電話: +41 (0) 22 917 90 00 • Fax: +41 (0) 22 917 90 08
- ウェブサイト: www.ohchr.org

国連人権高等弁務官事務所（ソウル）

- Seoul Global Center, 38 Jongro, Jongro-gu, Seoul 03188, Republic of Korea
- Eメール: ohchr-seoul@un.org • ウェブサイト: <https://seoul.ohchr.org>